

CNN ニュース

No.126

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年 4 回刊

■ 巻頭言 ■

ふるさと納税（ふるさと寄附金）の功罪 『平和に寄附し減税を受ける権利』にチャレンジしよう！！

選 択納税という仕組みがある。これは、納税者が、国家（国や自治体）に直接税金を納めるか、それとも自分が最適と考える公益的組織に寄附を行い、その分について所得控除または税額控除を受けるかを選択できる制度である。アメリカなどでは「タックス・チェックオフ」と呼ばれている。もちろん、寄附とは本来「無私」、すなわち見返りを求めないという考え方に基づく作法である。寄附に税控除を付すことには批判もある。

わが国発の制度として、返礼品を伴う寄附制度である「ふるさと納税（ふるさと寄附金）」が大きく育っている。「ふるさと納税は悪税であり、即刻廃止すべきだ。税の三原則である『公平・中立・簡素』のすべてに反している。なかでも公平原則と大きくぶつかる。低所得者や住民税非課税者には恩恵がなく、高所得者ほど節税効果が高まるからだ。」との批判もある。だが、寄附制度の本旨には、高所得者にできるだけ多くの社会貢献を促すという狙いがある。税額控除よりも所得控除でより大きなインセンティブを与える選択もある。もっとも、

インセンティブ自体が「無私」の精神に反するとの指摘は正論である。

わが国のふるさと納税で特に問われているのは、返礼品や仲介サイト（プラットフォーム）手数料などの諸経費の高さである。国全体のふるさと納税額は約 1 兆 2,700 円を超え（2024 年度）であり、経費総額を 5 割以下とするルールどおりだとしても約 5,900 億円に上る。これに全国約 1,700 自治体の担当職員の人件費（85 ～ 170 億円規模）を加えれば、実質的な経費は優に 6,000 億円を超える。費用対効果には大きな疑問符がついている。コスパが悪く、グローバルにも通用しがたい見返りのある寄附制度は、そろそろ止める必要がある。

権利の章典である現行憲法を義務の章典へと転換し、戦争ができる国に改憲しようとする動きも活発化している。他方で、自分の納めた血税が平和憲法に反し、軍事費に充当されることに違和感を覚える納税者も少なくない。いまこそ「タックス・チェックオフ」をフルに活用すべきだ。自分の住む自治体や、平和的生存権を根拠に軍事費相当分をユニセフや国境なき医師団のような公益増進法人へ寄附する作法をもっと広めてはどうか。「ふるさと納税」を「平和に寄附し減税を受ける権利」に変えるチャレンジをしよう。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～ふるさと納税（ふるさと寄附金）の功罪
- ・ 税務調査のオンライン化と AI 透明化の課題
- ・ 豪州政府の AI / アルゴリズム暴走事件の顛末
- ・ 国家情報会議設置法の危険な正体
- ・ 消費税食料品 1%と税額控除見送り？

2026年 7月19日

PIJ 代表 石村 耕治

国税庁が開始する「オンライン税務調査」と AI 透明化の課題

ポスト対面調査時代の国通法改正、納税者権利憲章（法）が要る！

石 村 耕 治 （PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

◆コンテンツ

◎はじめに

I アメリカの AI 政策の実情を学ぶ

- ◆国税の内部事務や外部事務の集約化／デジタル化の動向
- ◆「オンラインによる本人税務調査」とは
- ◆「本人調査」と「反面調査」のオンライン化を比べる
- ◆「オンラインによる本人税務調査」の仕組み
- ◆新たな「オンライン本人税務調査」の手順

II AI／アルゴリズム利用本人税務調査対象選定システムの日米比較

- ◆日本の AI 選定システムの種類と概要
- ◆アメリカ IRS の AI／アルゴリズム選定システムの種類
- ◆AI／アルゴリズムの公正性・透明性の比較、双方の特徴
- ◆AI／アルゴリズムのチェック手続の比較

III アメリカ IRS の AI ガバナンス・ポリシーに学ぶ

- ◆IRS の主な AI／アルゴリズムを使った調査対象選定システムの概要
- ◆IRS の事務支援 AI システムの概要
- ◆AI 利用の申告書チェックの課題
- ◆IRS の透明性とコミュニケーション・ギャップの解消を求める GAO 勧告
- ◆IRS の AI ガバナンス・ポリシーを深読みする
- ◆小括
- ◆国税通則法改正（AI／アルゴリズム規律の新設）案（TC フォーラム素案）
 - 国税通則法の一部を改正（AI／アルゴリズム規律新設）する法律案（要旨）

◎むすびにかえて～ポスト対面調査時代の納税者権利憲章（法）が要る！

- 租税行政庁 AI ガバナンス・ポリシー（TC フォーラム草案）

◎はじめに

国税庁はオンライン税務調査の導入や KSK2 への移行により、税務執行のデジタル化を加速しています。AI はその中心的役割を担っています。しかし、SAT・結・

RIN などの「AI を使った税務調査対象選定システム」はブラックボックスです。外部統制や透明性は、アメリカの税務当局（IRS）と比べて著しく不十分です。

IRS はこの 2 月に、人間重視の「AI ガバナンス・ポリシー」を制定しました。こ

のポリシーで、AI 利用時の納税者の権利の遵守と説明責任を明確にしました。AI 選定税務調査の客観的必要性を争える不服申立手続も整備しました。バイアス検証や外部監査も制度化しました。

わが国でも同様の制度整備を急がないといけません。国税通則法に AI / アルゴリズム規律を新設すべきです。その上で、納税者権利憲章を制定し、権利保護と税務行政の信頼性向上を図る必要があります。

I 「対面税務調査」から「オンライン税務調査」への移行

税務行政のデジタル化 (DX) が進展するなか、税務調査、とりわけ「課税処分のための調査+行政指導/お尋ね」は、従来型の「対面」から、オンラインツールを用いた調査、つまり「オンライン税務調査」へと切り替えが進む方向です。

【表 1】 国税庁のアナウンスメント

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション (デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し) に取り組んでいます。

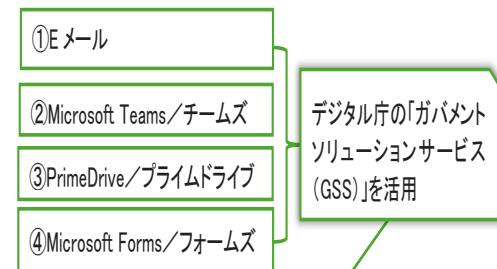
令和 7 年 9 月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS (ガバメントソリューションサービス) を順次導入しており、GSS において提供されるオンラインツール (令和 7 年 9 月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS (ガバメントソリューションサービス) を順次導入しており、GSS において提供されるオンラインツール①インターネットメール、② Web 会議システム【マイクロソフト・チームズ】(Microsoft Teams)、③オンラインストレージサービス【プライムドライブ】(PrimeDrive) 及び④アンケート作成ツール【マイクロソフト・フォームズ】(Microsoft Forms) を必要に応じて業務利用する (※) こととしています。

※国税庁 HP 「税務行政におけるオンラインツールの利用について」、「税務行政におけるオンラインツールの利用に関する Q & A」(令和 7 年 11 月) 参照。【 】内は筆者が加筆

【表 2】 国税庁の GSS、KSK2 を基盤とした DX・BPR 推進方針とは

- ※ 1 「GSS」とは、Government Solution Service / ガバメントソリューションサービスの略。デジタル庁提供の政府共通標準的な業務実施環境設定
- ※ 2 「KSK2」とは、国税庁が 2026 年 9 月に稼働させる次世代の国税総合管理システム。AI (人工知能) を応用した申告書・帳簿・証憑データの読み取りと税目横断のデータ活用
- ※ 3 「DX・BPR」とは デジタルトランスフォーメーション・ビジネス・プロセス・リエンジニアリング (Business Process Re-engineering) の略。国税庁内業務のペーパーレス化や、リモートワーク環境の活用などによるゼロベースでの業務改革】を推進して、事務の効率化・高度化するシステム

【表 3】 国税庁が指定するオンラインツール (4 点セット)



【PrimeDrive/プライムドライブ】は、デジタル庁が提供する政府共通のオンラインファイル共有サービス【クラウド型ストレージ】

- ・ PrimeDrive は、国税庁や税務署を含む政府機関・関係機関専用の業務用クラウドストレージ。つまり、①行政職員や関係者だけが利用できる閉じた環境、②機密性の高い行政文書や業務ファイルのやり取りが主な用途、③セキュリティとガバナンスの観点から、外部アクセスは制限されている。
- ・ このことから、調査等において、税務署等の担当者から PrimeDrive を利用してファイルを送付することはない。
- ・ 納税者や税務専門職は、PrimeDrive にアクセスできない。e-Tax などを通じて提出した税務申告データは、KSK に保存され、PrimeDrive に保存されることは基本的にない。行政内部で PrimeDrive が使われていたとしても、その利用に対して納税者などが直接料金を支払うことはない。

◆ 国税の内部事務や外部事務の集約化 / デジタル化の概要

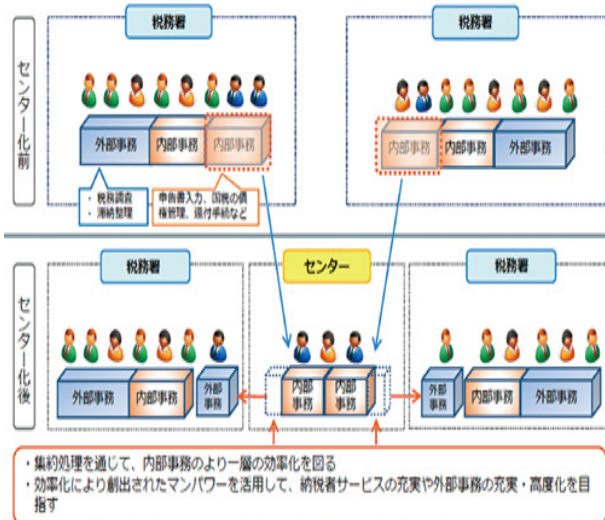
2021 (令和 3) 年 7 月から、複数の税務署の「内部事務」を「業務センター」

【表 4】 内部事務や外部事務の集約化／デジタル化の概要

内部事務	各税務署の枠を越えた業務のセンター化
外部事務	調査・滞納処分などにつき、各税務署の枠を越えた広域運営

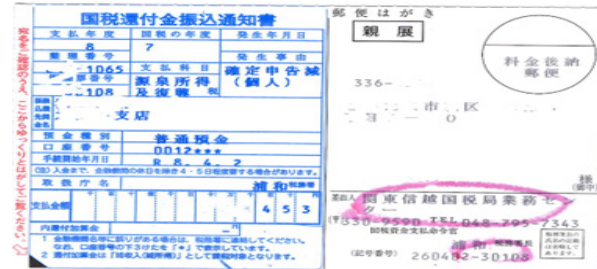
で集約処理する「内部事務のセンター化」を推進しています [2026（令和 8）年度に完了]。

【表 5】「内部事務のセンター化」のイメージ



引用：国税庁資料

【表 6】 業務センターでの処理事例

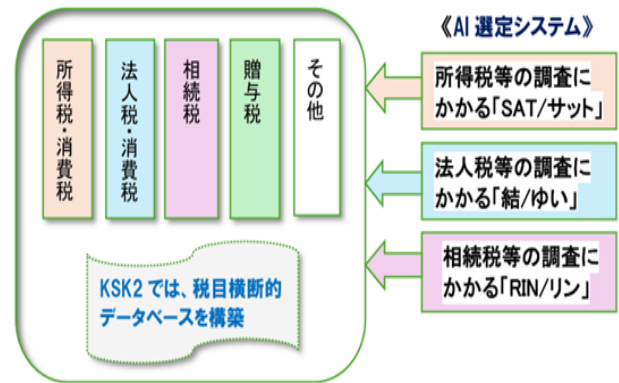


加えて、調査・滞納処分など「外部事務」については、「広域運営」が常態化しています。2024（令和 6）年分以降の相続税実地の調査事案では、広域担当者が預金情報を閲覧できるような対応をしています。例えば、対象署の統括官などがオンライン照会回答データを、AI／アルゴリズムを使った相続税の税務調査対象選定システム（RIN／リン）にアップロードすることになっています。



(Public use)

【表 7】 KSK2 での AI による調査対象選定システム・イメージ



◆「オンラインによる本人税務調査」とは

オンライン税務調査とは、税務署や国税局の調査官が、インターネットやオンラインツールを活用して、Web 会議方式で、企業や個人事業主に対して実施する非対面型の税務調査を指します。当然ながら、関与税理士も、Web 会議に参加する形で、調査の過程にオンラインで関与することになります。

【表 8】 オンライン税務調査（Web 会議）イメージ



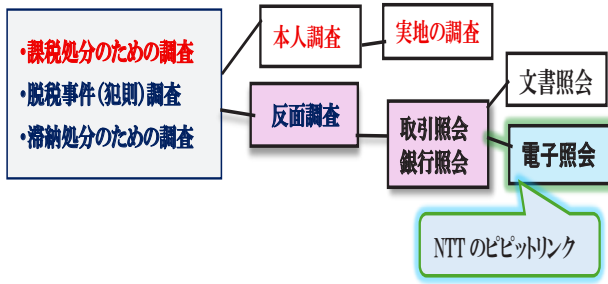
税務調査は大きく、①課税処分のための調査、②脱税事件（犯則）調査、および③滞納処分のための調査の 3 つに分けることができます。オンライン税務調査も、そうした分け方によって点検することができます。納税者—とりわけ事業者—がしばしば応じるように求められ、精神的な負担を感じる調査は、①課税処分のための調査にあたります。（以下、とくに断りのない場合には、「税務調査」は課税処分のため本人調査を指します。）

◆「本人調査」と「反面調査」のオンライン化を比べる

また、税務調査は、大きく「本人調査」と「反面調査」に分けることができます。

調査のオンライン化も、以下のように、双方について進められています。

【表 9】 税務調査の種類とオンライン税務調査の所在

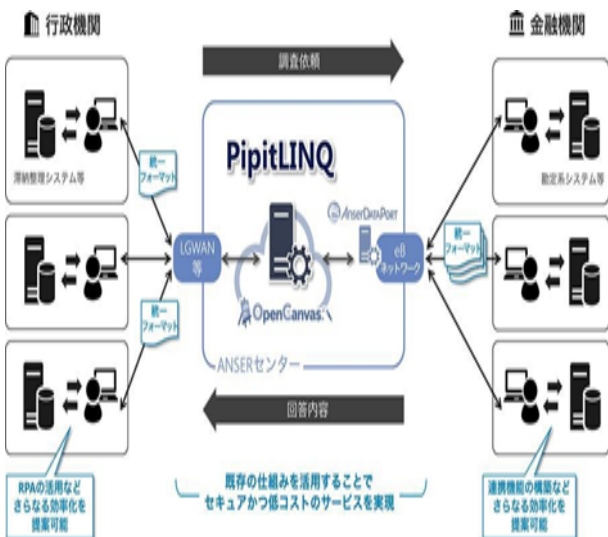


国税の反面調査、とりわけ銀行調査では、すでにオンライン照会が常態化しています。国税では「NTT データのピピットリンク」のプラットフォームが使われています。

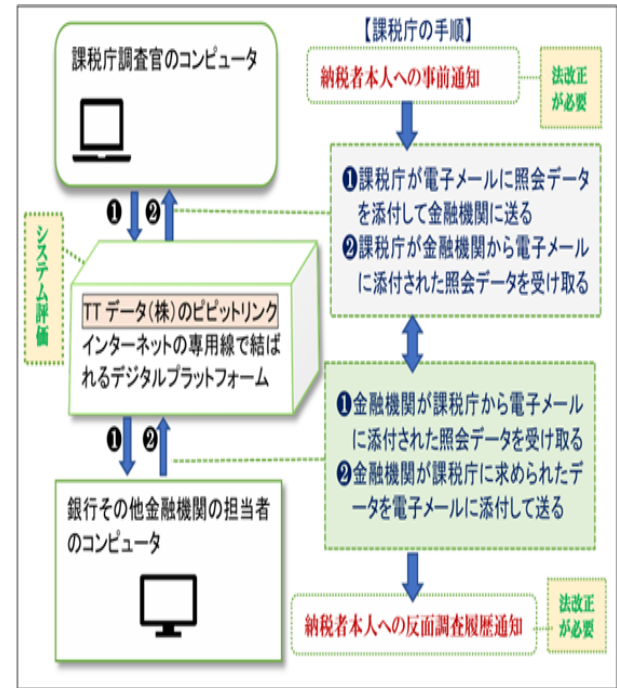
一方、地方税では、ソシオフューチャー／SocioFuture(株)【旧日本 ATM (株)】の「DAIS／ダイス」のプラットフォームが使われています。利用範囲は、①生活保護の資産調査、②税務調査（滞納処分・財産調査）、③国保・介護保険料の滞納調査および各種給付の適正化のための資産確認です。2018 年にサービスを開始しましたが、2025 年時点で行政機関 500 超、金融機関 241 機関が導入しています。

* 詳しくは、石村耕治「国・自治体の銀行照会業務のデジタル化を問う」(TC フォーラム 2022 年 3 号参照。11949e4659e712accd6a66f79a1b96fc.pdf)

【表 10】 NTT データのピピットリンクを使った電子的銀行調査の仕組みとは



【表 11】 課税庁のオンライン金融取引照会のイメージ



民間の銀行照会プラットフォームが使う AI／アルゴリズムの透明性・清廉性・公正性・説明責任を検証（システム評価）する法制もガバナンス・ポリシーもなく、いわば「ワイルド・ウェスト（無法の西部）」常態にあります。この面で、先進国として恥ずかしくないような水準の「法の支配」、「人間の支配」が求められます。

◆「オンラインによる本人税務調査」の仕組み

2025 年 9 月から、国税庁はデジタル庁の「ガバメントソリューションサービス (GSS)」を全国の国税局に順次導入し、2026 年 6 月をメドに、オンライン税務調査を標準手続きとして定着させる方針です (国税庁「税務行政におけるオンラインツールの利用について」、「税理士事務におけるオンラインツールの利用について」参照)。

オンライン化により、税務調査のあり方が大きく変わります。従来の「無予告での実地の調査、や「紙ベースの資料提出、といった手法は、今後は縮小していくと思われます。これからは、チームズ (Teams) での面談 (質問検査)、E メールでの資料提出依頼、PrimeDrive によるデータ提出ができるからです。

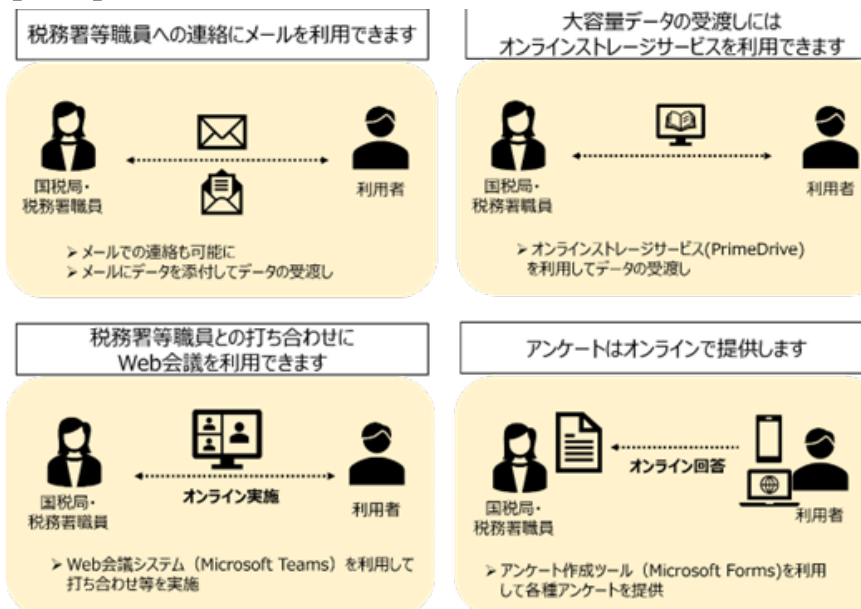
法人税・消費税・源泉所得税に加え、所得税・相続税・贈与税などもオンライン化の対象となります。

【表 12】オンライン本人税務調査の対象になる税目

法人税・消費税・源泉所得税に加え、所得税・相続税・贈与税など

国税庁による GSS (ガバメントソリューションサービス) 導入と利用のイメージは、次のとおりです。

【表 13】国税庁による GSS 導入と利用のイメージ



今回の国税庁による GSS 導入は、すべての税目・納税者を対象としたオンライン税務調査の抜本的改革です (国税庁 HP から引用)。

ただし、オンライン税務調査は同意が前提であり、強制ではありません。納税者や関与税理士が同意しない場合は、これまでどおりの対面調査が実施されます。

【表 14】オンライン税務調査は強制ではない

オンライン税務調査は被調査者の選択

対面税務調査は併存

とはいえ、「利便性」や「証拠能力」な

どの点から、将来的には、オンライン税務調査に同意する納税者が大半になると予想されます。

一方で、データの安全性やアクセス権限の管理が不十分だと、情報漏えいのリスクが高まります。なりすましやスパムへの対応も重い課題です。オンライン税務調査が定着すれば、`対面・紙中心の租税手続、は、陳腐化し、やがては `古典、になると思います。一方で、零細な事業者や税務専門職などにとっては、情報技術格差 (デジタルデバイド) の問題が深刻化しています。新たなスキルの習得 (リスキリング) が急務となっています。デジタル化に伴う費用負担も大きな課題です。

さらに、人工知能 (AI) が人間の知能を超える「シンギュラリティ」の到来も現実味を増してきています。アメリカでは会計監査の AI 化が急速に進展しており、公認会計士 (CPA) でも AI を活用できる人材が求められるようになってきています。

いずれにしろ、オンライン税務調査の基本的な流れは、対面による税務調査と大きく変わりありません。

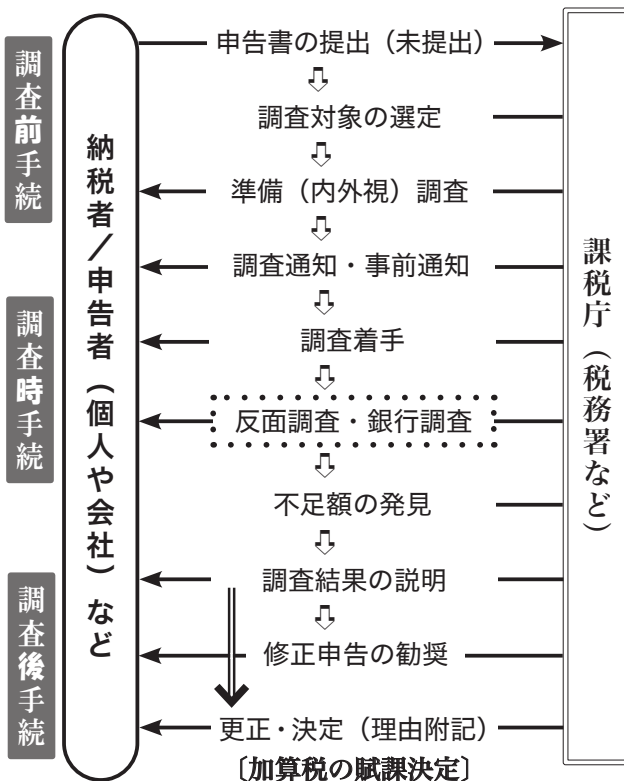
その法的根拠も、国税通則法などの調査規定や電子帳簿保存法に基づいていると考えられます。とはいえ、税務調査のオンライン対応には、あらたな法的な枠組みの整備や職員の情報リテラシー向上など、解決すべき課題が数多く残されています。

税理士会などが、「納税者の権利利益を護られてはじめてデジタル化はゆるされる」をモットーに、新たな視点からオンライン税務調査手続法案やガイドラインづくりに積極的に取り組んで欲しいところです。迫りくる税務のデジタル化の激流に、アナログ対応の「業法」(竹槍) で対峙する政策はあまりにも時代遅れです。とはいえ、古色蒼然とした組織にはあまり期待できないかも知れません。

◆新たな「オンライン本人税務調査」の手順

従来から実施されてきた納税者本人に対する課税処分のため実地の税務調査の手順を簡潔に図示すると、次のとおりです。

【表 15】申告後の課税処分のため「対面による本人税務調査」の手順



オンライン税務調査では、これまでのように、調査官が事業所などに臨場して、「紙ベースの帳簿書類や PC に格納された電子帳簿書類をチェックする」形式ではなくなります。インターネットを通じて、マイクロソフト社の Teams のウェブ会議(チャット空間)に参加して「電子データをクラウドで照合する」形式に大きく変わります。

現在、ウェブ会議のツールとして利用できるのは Microsoft Teams に限られています。Zoom や LINE といった、国内では広く普及しているツールは使用できま



(Public use)

せん。これらのツールが日本国内では一般的であるにもかかわらず、国際的にはローカルな存在とみなされているためです。

このような状況からも、国税当局がアメリカの GAFAM をはじめとする巨大 IT 企業(ビッグテック)に大きく依存している実態が明らかになっています。同時に、世界市場で競争力のあるデジタル製品を生み出せていない日本の IT 業界の現状が浮かび上がってきます。

オンライン税務調査の手順を、これまでの対面の実地調査の手順を参考に、まとめてみると、次のようになります(国税庁『税務行政におけるオンラインツールの利用に関する Q&A』(以下「Q&A」)参照)。



【表 16】オンライン本人税務調査の手順

①調査前手続：調査通知／事前通知（電話・口頭）
調査官から、日程調整の調査通知や事前通知（「対象税目」「調査期間」「実施方法」など／国税通則法 74 の 9 ②）が口頭で伝えられます。この時点で、納税者はオンライン税務調査を希望するか、対面による税務調査を希望するかを選択できます。さらに、メール対応と一部対面を組み合わせたハイブリッド型も可能です。
②調査前手続：同意書提出と登録
被調査者は、調査官から送付される専用フォーム (Microsoft Forms) により、E メールアドレスや同意事項を登録します。主な登録内容は以下のとおりです。
①メールアドレス（法人は代表者または経理責任者宛）、②Teams 面談(質問検査)への同意、③ PrimeDrive（現時点では、利用できるのは GSS に連携された官製の「PrimeDrive」のみ。）によるデータ提出への同意、④データセキュリティ同意事項（暗号化・再送信禁止など）の確認。
登録後、テストメールが送られ、受信確認後に税務署等から利用者にメールを送信した後、電話または対面により、利用者に対してテストメールの受信確認を行うことでなりす

ましを防いだうえで、正式承認されます。

なお、申告書や届出書・申請書などの各種届出書等は、書面又は e-Tax により提出することになります。インターネットメールまたは PrimeDrive により提出することはできません。

③調査前手続：動作確認

調査官と被調査者の間で実際に E メールを送受信し、PrimeDrive の接続確認も行います。これらの通信が正常に確認されると、正式に「利用可」となります。オンライン調査における通信ログは、国税庁のサーバーに自動記録され、後日の検証や証拠管理の手段として機能します。

④調査時手続：調査の実施

この段階での手続としては、①調査官から E メールによる資料提供依頼、②納税者からの PrimeDrive へのデータ提出、③ Teams 面談による質問検査、④調査官からの求めに応じたデータの再確認・再提出などです。

Teams 面談（質問検査）では、関与税理士を含む調査対象者（納税者等）と調査官が画面を共有しながら、証憑や仕訳をリアルタイムで確認できます。これにより、対面での実地の調査と比べて、短時間で効率的に事実確認を行うことが可能になります。また、調査官には、これまで以上に職業人としての適切な態度やマナー、法令順守が期待できます。

Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能があります。しかし、国税庁 Q&A では、税務調査や行政指導において、録音・録画、チャット、文字起こし（トランスクリプション）およびホワイトボード機能の利用を禁止しています。

Q&A には法源性はありませんが、これでは、調査の透明化や記録性に役立つデジタル技術の利点に後ろ向きすぎます。発想の転換が必要です。オンライン税務調査では、音声の録音を認めないといけません。一方で、録画は肖像権の保護などの観点から原則として実施しないのが適切と考えられます。ただし、重要な確認事項がある場合などには、双方が同意したうえで録画が行われるケースも想定されます。

デジタルファースト時代に即した調査データの取扱いルールの整備が望まれます。納税者等が調査官に「調査を録音する」と告げると調査を打ち切って帰署するといった慣行は昔話にしないといけません。

⑤調査後手続：調査結果の説明など

調査終了後、調査官からはオンラインで「調査結果の説明」または「修正申告の勧奨」が行われます。納税者がオンラインで修正申告をする場合は、e-Tax と PrimeDrive を併用します。

II AI／アルゴリズム利用本人税務調査対象選定システムの日米比較

2026 年 9 月から、国税庁におけるネットワークシステムである KSK（国税総合管理システム）が、次世代型の「KSK2」に移行します。KSK2 では、デジタルの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指しています（国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」）。

【表 17】 国税庁の KSK2 の 3 つの目標

- ①書面中心からデータ中心の事務処理（紙→データ）への移行
- ②税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）*
- ③独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

* 2021 年 7 月～2026 年度に完了する国税庁の「内部事務のセンター化」（「業務センター」の創設）プランに並行する措置

これら 3 つの目標（柱）には、AI／アルゴリズム（情報処理手順）を用いてデータ分析を行い、効率的な税務調査対象選定につなげるような開発コンセプトは明示されていません。言いかえると、「KSK2」は、「AI／アルゴリズムのシステム／モデル」とは表面的に関係がありません。

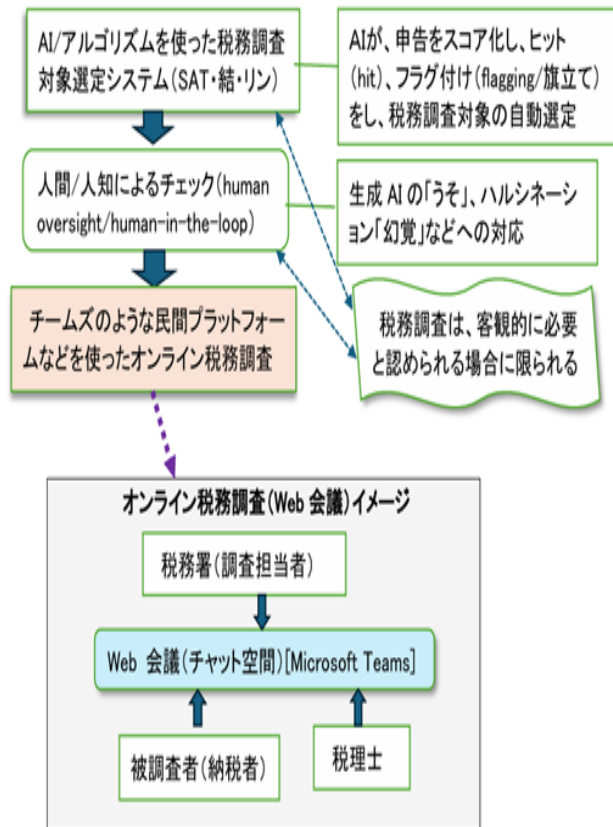
しかし国税庁は、税務調査対象の選定から会計分析に至るまで、AI を活用した税務執行を急速に拡大しています。

とりわけ、課税処分に先立つ任意の税務調査については、従来の対面方式から、米マイクロソフト社のチームズ Teams）などの配信ツールを用いたオンライン調査へ

と移行する方針を示しています。

このオンライン化の動きも、AI を中核とする税務執行のデジタル化戦略の一環と位置づけられています。

【表 18】 AI / アルゴリズムを使ったオンライン税務調査イメージ



日本の国税庁とアメリカ連邦の内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) は共に、AI / アルゴリズムを使った税務調査対象自動選定システムを導入しています。しかし、その制度的位置づけ、公正性・透明性・説明責任、監査・検証手続、納税者の権利利益保護手続には本質的な違いが存在します。

日本とアメリカはいずれも、膨大な申告データを基に「調査対象の優先順位付け」を行うための AI / アルゴリズムを使うシステムを導入しています。

日本の国税庁は、SAT (個人)、結 (法人)、RIN (資産税) といったシステムを「調査対象選定補助ツール」と位置づけて運用しています。これらはあくまで補助であり、最終的に調査対象とするかどうかの判断は人間/人知が行うと説明されています。

これに対して、アメリカ IRS は、DIF (Discriminant Function)、AI Agent、LPCM、LAR、ITM など複数のモデル (システム) を組み合わせ、統計モデルから機械学習モデルまで多層的に活用しています。IRS も最終判断は人間/人知が行うと明確に定めています。しかも、そのプロセスやモデルの役割を公開する姿勢が強く、選定手続の透明性を高めている点が特徴です。

日米ともに、調査対象を選定する際の具体的な基準は非公開です。しかし、アメリカでは IRS 内部統制に加え、議会監視・GAO 監査・TIGTA 監査・FOIA 開示といった外部統制を制度として確立しています。

これに対し、日本にはこれらに相当する外部統制がほとんど存在しません。加えて、選定プロセスの検証や監視の仕組みも未整備なままです。

◆日本の AI 利用の本人税務調査対象選定システムの種類と概要

わが国で導入している AI / アルゴリズムを使った税務調査対象自動選定システムは、次の 3 つです。

【表 19】 日本の AI 選定システムの種類と概要

①サット / SAT (所得課税部門)
個人所得税等の申告データを基に、AI を使い申告漏れリスクをスコアリングするシステムです。外部情報 (不動産・金融・海外取引等) との突合も行われるが、アルゴリズムの構造・特徴等は非公開です。
②ゆい / 結 (法人課税部門)
法人税・消費税の調査選定に用いられます。会計データの整合性分析、異常値検出などを行うが、モデルの妥当性検証やバイアス評価などは公表されていません。
③リン / RIN (資産税部門・相続税)
相続税の調査対象を選定する AI ツールです。東京国税局内部資料 (情報公開) によれば、リスクスコア算出基準は複数存在します。しかし、具体的な計算式は非公開です。高スコア案件は調査対象となる可能性が極めて高いです。

◆アメリカ IRS の AI を使った本人調査対象選定および事務支援システムの種類

アメリカ IRS の AI / アルゴリズムを使った主な本人税務調査対象選定および事務支援システムの種類は、次のとおりです。

【表 20】 IRS の AI を使った本人調査対象選定および事務支援システムの種類

①申告スコアリング関数システム (DIF=Discriminant Function System)
1960 年代から運用される統計モデルであり、申告書の「不自然さ」をスコア化します。現在は機械学習要素を含む改良版が運用されています。
②巨大パススルー事業体コンプライアンス・モデル (LPCM=Large Partnership Compliance Model)
大規模パススルー事業体（パートナーシップ）の複雑な構造を解析するモデル
③申告書項目別異常検出モデル (LAR=Line Anomaly Recommender)
申告書の特定行の異常値を検出するモデル
④個人納税者モデル (ITM=Income Transaction Matching)
第三者情報との突合を行うシステムであり、機械学習による異常検出が組み込まれています。
⑤ IRS エージェントフォース (IRS Agentforce)
IRS 職員（エージェント）の事務作業を AI で高速化するため、IRS エージェントフォース (IRS Agentforce) を複数部門に導入しました。
⑥ IRS 音声ボット (IRS VoiceBots)
納税者からの電話問い合わせに自動応答するシステム。

⑦ IRS チャットボット (IRS ChatBots)

IRS がウェブサイト上で提供している AI ベースの自動応答システム。納税者がオンラインで質問を入力すると、関連情報を案内する仕組みです。

◆ AI / アルゴリズムの公正性・透明性の日米比較

《日本》

- ・内部での「活用部署によるフィードバック」が中心
- ・外部監査・第三者評価は制度化されていない。
- ・調査対象選定理由の開示が義務化されていない。
- ・再調査の請求など行政不服審査においても、AI 選定の妥当性（調査の客観的必要性）は争点化しにくい。

《アメリカ》

- ・連邦議会の監視 (Oversight Hearings)
- ・政府検査院 (GAO) 監査報告書の公表¹
- ・連邦財務省租税行政監察総監 (TIGTA) による内部統制監査
- ・IRS の諮問委員会 (IRSAC=IRS Advisory Council) の勧告
- ・情報公開法 (FOI) による市民監視
- ・モデルの定期的再評価 (Model Validation)
- ・公平性評価 (FAIrnness Assessment) の実施

これらにより、AI モデルの透明性・説明責任が一定程度確保されている。

- ・IRS の通常の不服／異議申立て手続で、AI 選定の妥当性の争点化を法認

¹ See, GAO, Artificial Intelligence: IRS Actions Needed to Address Skills Gaps, Information Quality, and Strategic Management (GAO 26 107522, March 24, 2026) <https://www.gao.gov/assets/gao-26-107522.pdf> この至近の報告書では、IRS は AI 活用を急拡大させている。しかし、(1) AI 人材の不足、(2) AI インベントリ情報の質の低さ、(3) 全庁的な戦略管理の欠如と、いう 3 つの重大な課題がある。このままでは AI 施策が成功しないリスクが高い、と指摘する。

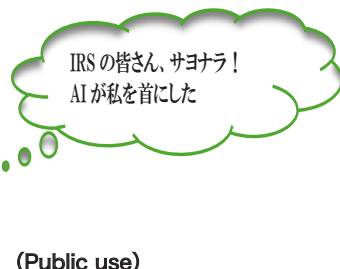
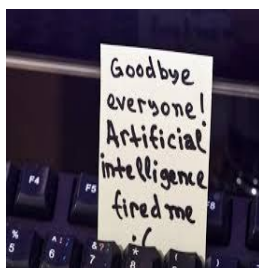
【表 21】一目でわかる公正性・チェック手続の日本比較

	国税庁 (SAT/結/RIN)	IRS (DIF/AI Agent/LPCM 等)
アルゴリズムの公開	非公開(ブラックボックス)	部分公開(FOIA・監査報告)
バイアス検証	制度なし	GAO・TIGTA が監査、GAO・TIGTA に議会報告義務あり
外部監査	なし	あり(GAO・TIGTA)
説明責任	低い	一定程度確保
選定理由の開示	義務なし	FOIA(情報法)で開示可能
法的統制	弱い	強い(議会・監査・司法)
過去データの偏り対策	不明	バイアス評価を実施
AI 選定への不服申立て(苦情の申出)	不明	通常の異議申立手続で可能

【日本のウイークポイント】
 ※AI/アルゴリズムを使った調査対象選定理由の開示・被調査者の争訟権の保障、
 ※課税庁の AI/アルゴリズムのバイアス検証義務、
 ※AI/アルゴリズム外部監査(第三者監査)の法定化・結果の公開

Ⅲ アメリカ IRS の AI ガバナンス・ポリシーに学ぶ

アメリカ連邦の 2025 年度分の確定申告期は、2026 年 1 月に始まりました。連邦課税庁である IRS (内国歳入庁) は、人間による申告内容のチェックをこれまでに以上に減らし、人工知能 (AI) への依存を一段と強めています。



(Public use)

背景には、トランプ 2.0 政権の発足と、「小さな政府」を掲げる政府効率化省 (DOGE=Department of Optimized Government Efficiency) による大規模な連邦職員削減があります。IRS も例外で

はなく、2025 年 1 月から 5 月にかけて職員数を 103,000 人から 77,000 人へと 25% 減らしました。

IRS は、人手は不足する一方で、ますます「課税漏れ」が深刻な状況になっています。課税漏れ額 (net tax gap) は、最新推計 (2022 年度) では、次のとおりです²。

【表 22】課税漏れの内訳

《申告・納付別の額》

- ・無申告 (Non-filing) : 630 億ドル
 - ・過少申告 (Underreporting) : 5,390 億ドル
 - ・未納付 (Underpayment) : 940 億ドル
- (総計) 6,960 億ドル
(150 円換算で約 104 兆 4,000 億円)

《税目別の額》

- ・個人所得税 : 5,140 億ドル
- ・法人税 : 500 億ドル
- ・雇用税 : 1,270 億ドル
- ・遺産税 : 50 億ドル

IRS は、拡大する課税漏れに対処するために、先端テクノロジーへの依存を強めています。人間に代わって、生成 AI が税務調査 (Audit) の対象選定、不正検知、納税者サービスなど多岐にわたる業務を担うようになっています。

この変化は、IRS 業務の効率化、正確性の向上、処理の迅速化といった利点をもたらします。その一方で、納税者の公平性、プライバシー、アルゴリズム (情報処理手順) による偏りといった重い課題を突き付けています。

現在、IRS は、さまざまな機械学習 (ML) モデルを使い、数百万件の申告書を同時に分析しています。これらのモデルでは、AI が、申告をスコア化し、ヒット (hit)、フラグ付け (flagging / 旗立て) をし、税務調査対象の選定を行うために使われています。

² See, IRS: The tax gap. <https://www.irs.gov/statistics/irs-the-tax-gap>

◆ IRS の主な AI / アルゴリズムを使った調査対象選定システムの概要

IRS による「課税漏れ」への AI 対応モデルは多岐にわたる。その概要は、次のとおりです。

【表 23】 IRS の主な AI / アルゴリズムを使った調査対象選定システムの概要

申告スコアリング関数システム (DIF System=Discriminant Function System) 《概要》 DIF システムは、IRS が早くから導入し、改良を重ねてきた申告チェック用アルゴリズムで、現在は AI 仕様へと進化しています。申告内容の「不自然さ」を数値化し、税務調査にまわすべき事案をスコアで選別する仕組みです。AI が「この申告は通常とは異なる」と判断するための数理モデルです。 《手順》 ①同業者・同所得層と比べて異常に見える項目を検出→②過去の不正事例と似たパターンを検出→③収入・控除・経費のバランスが統計的に不自然かを評価→④「税務調査対象にすべき」申告を高スコア化 《DIF スコアの使われ方》 ①スコアが高い申告をヒット・旗立て (flagging) をし、調査対象リストに載せる→②人間の調査官が最終的に調査対象を決定する→③ AI が毎年学習し、異常パターンを更新する。 IRS は、DIF の存在は公表、仕組みの概要も公開。ただし 具体的な関数・基準 (アルゴリズム) は非公開	巨大パススルー事業体コンプライアンス・モデル (LPCM=Large Partnership Compliance Model) 《概要》 巨大パススルー事業体 (大規模パートナーシップ (LLC など)) は、申告書が数百～数千頁にも及ぶこともある。税務上の「アグレッシブ」な節税スキームを多用し、資金の流れが見えにくい。このため、IRS は、人手だけでは十分に調査できず、対応に困難を抱えていました。この問題に対処する狙いで IRS が開発・稼働させたのが LPCM です。 LPCM は、ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド【PE / 企業の株式 (エクイティ)】を取得して価値を高め、売却益を
---	--

狙う投資ファンド)、プライベートクレジットファンド【PC / 企業に融資 (デット) を行い、利息収入を得る投資ファンド】、不動産投資ファンドなど、従来は税務調査が困難であった複雑な巨大パススルー事業体 (Large Partnerships)、投資ビークルを分析 / 可視化するシステムです。

《使われ方》

このモデルは 2021 年には 82 件の高リスク申告を選定しました。従来の「一桁台」と比べて大幅な増加です。

申告書項目別異常検出モデル (Line Anomaly Recommender)

《概要》

申告書の「各項目」について不自然さを AI が自動検出し、ピンポイントで調査官に提示するモデルです。資産規模が 1,000 万～2 億 5,000 万ドルの法人企業が対象です。

個人納税者モデル (ITM=Individual Taxpayer Model)

《概要》

ITM は、個人納税申告書を AI が精査し、「修正が必要となる可能性が高い上位 3 つのポイント」を調査官に推奨するモデルです。

これらの AI システムは、1 年に 6 回稼働し、その都度学習を重ねて自動的に精度を高めていきます。

IRS による確定申告書のレビューや税務調査のトリガー (引き金) になる典型的な要因としては、前年との所得不一致、極端な控除比率、不合理な推計値による申告、自営業所得の過少申告などがあります。

AI は個々の項目だけでなく、納税者の全申告履歴にわたるパターンを分析し、過去の申告傾向からの異常な乖離を検出します。たとえば、前年から大幅な所得過少申告が見られる申告書をレビュー対象としてフラグ付け (flagging / 旗立て) します。これらのシステムの処理速度は年々飛躍的に向上しています。

◆ IRS の事務支援 AI システムの概要

加えて、IRS は事務支援 AI システムを導入し、事務の自動化・省力化・無人化を

進めています。対象は、納税者サービス担当官、調査官、徴収官が日常的に行う事務です。AI と AI エージェントの活用が中核となっています。

【表 24】 IRS 事務支援 AI システムの概要

IRS 音声ボット (IRS VoiceBots) 納税者からの電話問い合わせに自動応答するシステムです。音声認識 (ASR) と自然言語処理 (NLP) を用い、納税者の質問を理解し、必要な情報を案内します。
IRS チャットボット (IRS ChatBots) IRS がウェブサイト上で提供している AI ベースの自動応答システムです。納税者がオンラインで質問を入力すると、関連情報を案内する仕組みです。 - IRS の各種ページに設置 - 還付状況、申告、通知文 (Notice) などに関する一般的な質問に対応 - 多くは 本人確認不要 (unauthenticated) のサービス - 納税者が必要とする情報ページへ誘導する役割が中心
IRS エージェントフォース (IRS Agentforce) 2025 年末、IRS は職員 (エージェント) の事務作業を AI で高速化するため、IRS エージェントフォース (IRS Agentforce) を複数部門に導入しました。対象は調査官、徴収官、納税者サービス担当官です。IRS エージェントフォースは、民間のクラウド企業 (Salesforce, Inc.) が一般企業向けに提供する自律型生成 AI エージェント・プラットフォームを、IRS の業務に合わせてカスタマイズしたものです。 この IRS エージェントフォースにより、職員は、事案ファイルの要約や文書検索を即時に行えるようになりました。通知文、内部メモ、説明文書などのテンプレート文書も自動生成できます。これらの機能により、IRS の事務処理は一段と効率化し、運用面の改善も進みました。

IRS 音声ボットは、480 万件超の通話に対応し、IRS チャットボットも 45 万件以上の問い合わせを処理していました。利用者の 42% は、人間の職員と話すことなく問題を解決しています。

IRS エージェントフォース (IRS Agentforce) は、25 年末に始動した IRS 内部の事務の効率化／高度化に対応するシステムです。このことから、いまだ評価は定まっていません。

一方、IRS 音声ボットや IRS チャットボットには、IRS の諮問委員会 (IRSAC = IRS Advisory Council) は、2024 年に年次報告書³を発行し、そのなかで、AI 活用のカスタマー・サービスに対して、次のような 8 つの勧告をしています。

【表 25】 IRSAC2024 年次報告書：IRS チャットボイス／チャットボット 8 つの改善勧告

①チャットボットに LLM (大規模言語モデル) を導入すること 現状は一般情報ページへの誘導が中心で、直接回答できないため、LLM (大規模言語モデル) を組み込み、質問に直接答えられる能力を高めること。
②チャットボットの入口 (entry point) を一本化すること 複数ベンダー (クラウド事業者) の複数ボットが存在し、入口が分散しているため、すべての関連ページから同じチャットボットにアクセスできるよう統一すること。
③利用者が質問に行き詰まった場合、担当者への接続やコールバックを提供すること 「不明確な質問」が続いた場合、ライブ担当者につなぐ、またはコールバックを提供する仕組みを設けること。
④推定待ち時間 (estimated wait time) を明示すること 利用者が混乱しないよう、待ち時間を表示し、ピーク時にも対応できる設計にすること。

³ See, IRS Advisory Council issues 2024 annual report (Nov. 20, 2024) <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p5316.pdf> ; <https://www.irs.gov/newsroom/irs-advisory-council-issues-2024-annual-report>; Matt Bracken, 'IRS' s AI voicebots and chatbots have room to grow, advisory panel says, *FEDSCOOP* (Nov. 21, 2024).

⑤ピーク時のアクセス増に耐えられる設計にすること
IRS がウェブサイト上で提供している AI ベースの自動応答システム。納税者がオンラインで質問を入力すると、関連情報を案内する仕組みです。
⑥チャットボットの AI 能力を強化し、質問に直接回答できるようにすること
現状は IRS ページへの誘導が中心であるため、利用者の質問に直接答える能力を高めるための追加投資をすること。
⑦ UI / UX を業界標準に合わせて改善すること
フォント色、フォントサイズ、ウィンドウのレスポンス対応、画面上の案内 (on-screen guidance) を改善すること。
⑧特定の利用者層（非英語話者・障害者など）を対象にしたテストを実施すること
アクセシビリティ向上のため、非英語利用者、障害のある利用者などを対象にした試行を開始すること。

【表 26】 IRS のチャットボットへの批判的な評価

- ①チャットボットが利用者の問題を自動的に解決できた割合は 29%にとどまり、前年から大きく低下した。一方で、人間の担当者へのエスカレーションは 46%に増加し、利用者対応の負荷はむしろ高まっている。
- ② IRS は近年、業務効率化と人員不足の補填を目的にチャットボットやボイスボットを導入してきた。しかし、導入当初に期待された「学習による性能向上」は確認されておらず、「モデルの学習が進んでいない」、「実装面での制約が大きい」。
- ③ボイスボットは支払（滞納）計画の自動設定などで一定の成果を上げ、比較的高い費用対効果を示していると評価する。一方、チャットボットについては、一般的なチャットボットが 30～40%程度の問題解決率を持つのに対し、IRS のシステムはその水準を下回っている。
- ④ユーザーである納税者等からは、「まずチャットボットを経由しなければならない二段階の対応が煩雑」、「結局人間に回される」といった不満が噴出している。

2024 年の IRSAC (IRS 諮問委員会) による改善勧告にもかかわらず、IRS のチャットボットは、職員削減が進む中で期待された水準の成果をあげていないようです。税法研究者が、情報公開法 (FOIA) を通じて入手したデータに基づく報告があります⁴。この報告では、IRS は人員不足を AI によって補おうとしているが、チャットボットの問題解決能力はむしろ低下している旨指摘します。以下のような問題点を指摘し、現行の IRS デジタルサービス戦略には依然として大きな改善の余地があると結論づけています。

◆ AI 利用の申告書チェックの課題

AI を税務申告の審査プロセスに導入することにも、深刻な問題があります。第一に、「AI バイアス (AI / アルゴリズム由

来の偏り」の問題です。客観性の高い報告によれば、黒人納税者は他の納税者に比べて 3～5 倍の割合で税務調査を受けているといいます。連邦政府検査院 (GAO) は、その原因として意図せざるアルゴリズムバイアスの可能性を指摘しています。AI が過去の偏りを含むデータで学習すると、既存の差別を自動化された形で再生産してしまうのです。

さらに、IRS の人員削減により、AI / アルゴリズム利用に対する「人間／人知による監督 (human oversight/human-in-the-loop)」が不十分となっています。このことが、調査対象の選択における不公平あるいは偏りのある結果が生じるリスクは一層高まっています。この問題への対策としては、データの完全性と倫理を扱う専門ラボの設置や、独立した外部監査人の導

⁴ See, Lauren Loricchio, “IRS Chatbot Performance Lags Amid Staff Cuts,” Tax Note (May 21, 2025). <https://www.taxnotes.com/featured-news/irs-chatbot-performance-lags-amid-staff-cuts/2025/05/20/7s6gw>

⁵ See, (GAO) identified unintentional algorithmic biases

入などがあります。

専門家は、オーストラリアで違法とされた政府の社会保障不正受給自動摘発・過払い／債務返還請求システムで使われた「ロボデット (Robodebt)」スキームを、AI／アルゴリズムの暴走の危険性を示す典型例として警鐘を鳴らしています⁶。【27 頁参照】

AI が膨大な量の機微な財務・個人データを処理することで、プライバシー問題が起きると、権利侵害が広範に及びます。また、分析を中央集約化し自動化することで、サイバーセキュリティが破られた場合、データ漏えいや不正アクセスのリスクが大規模になります。

税務調査対象選定にかかわるアルゴリズムにバイアス [AI／アルゴリズム由来の偏り (かたより)] があるなど不透明／不公正だと、納税者は課税庁による自己の納税データの取扱いが適切なのかを判断するのは難しいのです。自動判断にたいする不服申立ても難しくなります。その結果、納税者 (被調査者) の自己情報コントロール権が損なわれます。

加えて、納税者が担当者と直接話す機会が減少し、日常的な問い合わせが自動応答に置き換えられることにも問題があります。状況によっては納税者に大きな不利益にもなりえます。AI システムが十分に調整されていない。精度が不確かである。あるいは納税者の質問がアルゴリズムの想定範囲外である。こうした場合には、より丁寧な助言を必要とします。それにもかかわらず、申告者は適切な支援を受けられない可能性があります。

◆ IRS の透明性とコミュニケーション・ギャップの解消を求める GAO 勧告

IRS は、自らが用いるアルゴリズムについて、公的に開示する情報を最小限にとどめています。理由は、納税者がシステムを「ハッキング」したり「攻略」したりするおそれがあるからだといいます。かつては具体的な利用実例やアルゴリズムの概要を公表していました。しかし、トランプ 2.0 政権誕生後の現在は、法執行上の例外規定を根拠に、詳細を非公開とする姿勢に転じています⁷。

連邦政府検査院 (GAO) は、IRS に対し、AI 利用に関する文書化と透明性の向上を求めています⁸。諮問委員会 (IRSAC) も改善を勧告しています。しかし、納税者は依然として、自らの申告について IRS はどのようなアルゴリズムに基づいて判断を下しているのかをほとんど知らされていません。また、税務調査に選定された納税者であっても、その申告が人間によって選ばれたのか、AI によってフラグ付け (flagging／旗立て) されたのかを知らされることはありません。

◆ IRS の AI ガバナンス・ポリシーを深読みする

2023 年以降、IRS は AI 利用に関する透明性ガイドラインを公表しています。その後、このガイドラインを発展させ、IRS は、2026 年 2 月 10 日に AI ガバナンス・ポリシーを公表しました。

⁶ See, Ethan Hamilton, “Crude, cruel and unlawful: Robodebt Royal Commission findings,” LSJ Online (Aug. 9, 2023). <https://lsj.com.au/articles/crude-cruel-and-unlawful-robodebt-royal-commission-findings/>

⁷ See, Matt Bracken, “Lack of IRS transparency on AI jeopardizes public trust, advisory panel says,” FEDSCOOP (June 25, 2025) Lack of IRS transparency on AI jeopardizes public trust, advisory panel says | FedScoop

⁸ See, GAO, Taxpayer Identity Verification: IRS Should Strengthen Oversight of Its Identity-Proofing Program (Jun 11, 2025) <https://www.gao.gov/products/gao-25-107273>; Matt Bracken, “Watchdog pushes IRS on stronger oversight of identity-proofing program,” FEDSCOOP (June 13, 2025) Watchdog pushes IRS on stronger oversight of identity-proofing program | FedScoop

このポリシーは、わが国の国税庁が運用する AI／アルゴリズムを使った各種税務調査対象選定システムの透明性・公正性・説明責任を検証し、改善するうえで重要な示唆を与えます。以下に、同ポリシーの要点を整理し、簡潔に分析します。

【表 27】 IRS の AI ガバナンス・ポリシーの分析

IRS を含む連邦機関全体に AI の透明性・説明責任を義務づけた典拠は、次のとおりである。

①バイデン政権時に発出した次の大統領令 (Executive Order 14110: 2023/10/30) [AI 安心・安全かつ信頼できる発展と利用] (*Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence*) の発出

【趣旨】

連邦機関に対し、AI の透明性・説明責任・リスク管理の強化を義務づけた。

②大統領府 (ホワイトハウス) の行政管理予算局 (OMB=Office of Management and Budget) 覚書 (OMB Memorandum M 24 10 (2024/3) [機関における AI 利用の先進的ガバナンス・革新・リスク管理] (*Advancing Governance, Innovation, and Risk Management for Agency Use of Artificial Intelligence*) の発出

【趣旨】

連邦機関に対し、AI インベントリ (台帳) 公開、リスク分類、透明性確保などを義務付けた。

しかし、2023-2024 年にかけて、IRS の AI 利用は急速に拡大したものの、透明性が欠けているとの批判を受けた。とりわけ IRS は、AI を、税務調査対象選定に利用している。しかし、訓練データやモデル情報の公開を拒否しており、透明性に欠けているとの指摘を受けた⁹。

こうした批判に答えて、IRS は、2026 年 2 月に、独自の AI ガバナンス・ポリシーを作成、公表した。

③ IRS の AI ガバナンス・ポリシー (2026)
IRS は、2026 年 2 月 10 日に、内国歳入マニュアル [IRM=Internal Revenue Manual] を改訂し、IRM 10.24.1 [IRS の AI ガバナンス・ポリシー (IRS Policy for

Artificial Intelligence (AI) Governance)] に盛り込む形で、自らの AI ガバナンス・ポリシーを発出した¹⁰。

【趣旨】

連邦税務行政機関である IRS [内国歳入庁] における AI 利用に関する包括的ガバナンス・ポリシーである。AI を活用した IRS の税務執行における「透明性」・「説明責任」・「リスク管理」・「AI インベントリ管理」などを制度的に保障することが狙いである。

ちなみに、この AI ガバナンス・ポリシー [IRM 10.24.1] は 2025 年の IRS 暫定ガイダンス覚書 (Interim Guidance Memorandum RAAS 10 0325 0001, 2025 年 3 月 11 日発出) を置き換えたものである。

● AI ガバナンス・ポリシー [IRM 10.24.1] の概要

【本ポリシーの 5 つのポイント】

- ・税務調査 AI を「ハイインパクト AI」に分類
- ・7 つの最低リスク管理要件遵守の義務化
- ・人間／人知による監督＋不服申立てを制度的に保障
- ・生成 AI の利用には厳格な制限
- ・AI インベントリ管理と記録保持を義務化

1 【目的】

IRS の AI ガバナンス・ポリシー [IRM 10.24.1] は、IRS の全組織に適用される包括的な AI ガバナンス・ポリシーである。その目的は、次のとおりである。

- ・信頼できる AI の設計・開発・取得・利用の加速化
- ・プライバシー、公民権、市民的自由の保護
- ・透明性・説明責任の確保
- ・法令 (大統領令・OMB 指針・Advancing American AI Act) との整合性の確保

2 【適用範囲】

IRS の AI ガバナンス・ポリシー [10.24.1] は、IRS の全職員・契約業者・ベンダーに適用され、AI を扱うすべての利用事例を適用対象とする [10.24.1.1]。

3 【ガバナンス体制】

- ・全組織・全利用事例を横断する IRS-wide AI ガバナンス体制を構築する。

⁹ See, Lauren Loricchio & Chandra Wallace, “Transparency, Oversight Urged for IRS Artificial Intelligence,” Tax Note (Oct. 22, 2024) .

¹⁰ 10.24.1 IRS Policy for Artificial Intelligence (AI) Governance | Internal Revenue Service

- ・監督責任：データ分析主席担当官 CDAO (Chief Data and Analytics Officer) が Responsible AI Official (RAIO) を兼任し、AI ガバナンスを統括する。

4 【ポリシーの主な典拠】

IRS の AI ガバナンス・ポリシーは、以下の大統領令 (EO) と OMB 覚書を主要な典拠とする。

- ・大統領令 (EO) 13960 (2020)：連邦政府 AI 利用の 9 原則
- ・EO 14179 (2025)：AI 導入の障壁除去
- ・行政管理予算局覚書 (OMB M) -25-21 (2025)：連邦政府 AI ガバナンスの詳細指針
- ・EO 14319 (2025)：LLM の「真実追求」「イデオロギー的中立性」を要求
- ・OMB M-26-04 (2025)：EO14319 の実施指針

本ポリシーは、以上の典拠に基づき、IRS に受忍義務を課すもので、単なる倫理（努力義務）基準ではない。

5 【AI 利用事例単位での管理とリスク分類】

AI ガバナンス・ポリシーに基づき、IRS は、AI を利用事例単位で管理し、リスクベース・アプローチを採用する。

6 【ハイインパクト AI (High-Impact AI) とは】 [10.24.1.4.1]

行政管理予算局覚書 OMB M-25-21 は、以下のような事項に重大な影響を与える AI を「ハイインパクト」と定義する。

- ・公民権・市民的自由
- ・重要な政府サービスへのアクセス
- ・健康・安全
- ・重要インフラ等

IRS は、次のような税務調査対象選定 AI を、「ハイインパクト AI」【納税者の権利利益などに対する高度のリスクが伴う AI】の 1 つに分類する。

「納税者が税務調査の対象となるか、または申告書のどの部分が調査対象となるかに影響を与える AI」 [10.24.1.4.2 (1) P]

このことから、税務調査対象選定 AI は、次のような厳格な管理が義務付けられる。

7 【ハイインパクト AI に課される「7 つの最低リスク管理要件」】

AI ガバナンス・ポリシーは、IRS のハイインパクト AI に対して、次のような 7 要件の遵守を義務づける。

- ①導入前テスト：実運用前に性能・安全性

を検証

- ② AI 影響評価 (AIA)：目的、データ品質、潜在的影響、コスト、独立レビュー等を含む。
- ③継続的モニタリング：パフォーマンス・悪影響を継続監視
- ④人的トレーニング・評価：AI を扱う職員の訓練・能力確保
- ⑤人間／人知による監督・介入・説明責任：AI 判断に対し人間が介入できる体制の確保
- ⑥救済手段・不服申立制度：納税者が AI 判断に不服を申し立てられる仕組みの確保
- ⑦エンドユーザー・市民のフィードバック (Public and User Feedback)：AI の利用者 (IRS 職員や市民) からのフィードバックを収集し、AI の改善に反映する仕組みを義務化。

とりわけ ⑤人間の監督と ⑥不服申立ては、税務調査 AI の透明性・公正性の確保に必須のものとなる。

* [著者注] これら遵守義務を解除・免除するには、連邦財務省 CAIO (=Chief AI Officer：最高 AI 責任者) の承認を必要とする。

* [著者注] 内国歳入法典 (IRC) には、AI／アルゴリズムによる税務調査対象の選定が不公正または偏頗的であったことを理由とする「専用の不服申立て手続」は存在しない。しかし、2026 年に発出された IRS AI ガバナンス・ポリシー (IRM 10.24.1) により、AI が関与した自動調査選定であっても、納税者が通常の IRS 不服申立て制度 (Appeals) を利用できることが制度的に保障された。このことから、AI による調査対象選定が公正を欠く、または偏頗的であると考えられる場合には、その点を理由として、調査開始の判断や調査結果に対して不服申立てを行うことが可能である。

8 【職員による生成 AI 利用禁止行為・制限】

- ・IRS は、IRS の生成 AI について、職員に対して、承認済みの生成 AI のみを使用し、入力・出力データの正確性と適法性を確認する義務を課す。
- ・また、未承認 AI の利用、機密情報の入力、倫理違反・違法目的での利用、改ざんや妨害行為、人による確認なしの AI 出力の業務利用、AI 利用の不透明化などを禁止する。
- ・違反した場合には、免職を含む懲戒処分の対象となる [10.24.1.7.2]。

●利用者に禁止される生成 AI 利用 [10.24.1.7.2] 規定の邦訳 (全訳)

(1) IRS の生成 AI 利用者 [訳注: 職員等] は、常に財務省または IRS により承認された生成 AI 製品・サービスのみを使用し、本ポリシーおよび財務省 CIO、財務省 CAIO、IRS CDAO / RAIO などの IRS 権限者による指針と整合する形で、定められたガイドラインを厳格に遵守しなければならない。また、IRS の生成 AI 利用者は、生成 AI システムにアップロードまたは入力するデータ、および生成 AI システムから出力され共有される前のデータについて、その正確性および適法性を確保する責任を負う。

(2) IRS の生成 AI 利用者は、以下のような禁止事項を含む (ただし、当該事項に限定されない。) 財務省 AI 利用者契約 (Treasury AI User Agreement) を遵守しなければならない。

- a) 財務省の任務遂行のために承認されていない生成 AI システムの使用は禁止される。他の政府機関が提供する生成 AI システムの利用を希望する場合、利用者は覚書 (Memorandum of Understanding) その他これに類する合意を結ばなければならない。
- b) 以下の情報を、公共の場にある生成 AI システム、財務省以外の生成 AI システム、またはその他の未承認の生成 AI システムに入力もしくはアップロードすることは禁止される。該当する情報とは、個人識別情報 (PII)、連邦納税者情報 (FTI)、調達に関する機微情報、銀行秘密法 (BSA) 情報、法令により保護される税務情報、輸出管理対象情報または重要インフラ関連の管理対象非機密情報 (CUI)、機密情報、Official Use Only (OUO) 情報、機関の専有的事業情報 (PBI)、その他の Sensitive But Unclassified (SBU) 情報、または財務省が性質上の制限対象と認定した非公開記録・情報、もしくはそれを開示することで、米国政府、財務省または IRS に損害を与えるおそれのある情報である。
- c) 生成 AI システムを、倫理に反する目的または違法な目的で使用することは禁止される。
- d) 名誉毀損となるデータ、または他者の知的財産権を侵害するデータを入

力またはアップロードすることは禁止される。

- e) 財務省の任務要件を満たすために必要な場合を除き、AI システムのいかなる部分についても、改ざんやセキュリティ回避行為—リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブルを試みる行為を含む—を行うことは禁止される。
 - f) AI システムの清廉性もしくは性能を阻害または妨害するいかなる行為に従事することは禁止される。
 - g) 情報の真実性を確認するための直接的な人によるレビューを行わずに、生成 AI システムの出力を、政府業務の遂行に使用することは禁止される。
 - h) 生成 AI が生成した内容について、その正確性および適切性を確認することなく使用することは禁止される。
 - i) 生成 AI を用いてコンテンツを作成する場合、その利用について透明性を確保しなければならない。必要に応じて、当該コンテンツが生成 AI の支援を受けて作成されたこと、および生成 AI をどのように使用したか (例: 起草、編集など) を開示しなければならない。
- 上記の禁止行為のいずれかに該当する行為を行った場合には、連邦政府職員としての免職それ以上の懲戒処分の対象となり得る。

9 【生成 AI の利用制限】

IRS は生成 AI の利用について、以下のような厳格な制限を設ける [10.24.1.7.3]。

- ・納税者データの AI への入力禁止
- ・思想的バイアスを意図的に組み込むことの禁止 (EO 14319)
- ・業務判断を AI に自動的に委ねることの禁止
- ・説明不能なブラックボックスモデルの利用制限

●生成 AI ガイドライン [10.24.1.7.3] 規定の邦訳 (全訳)

(1) 職員は、業務に関する一見無害に思える内容であっても、公的または財務省以外の AI ツール (一般に公開されたチャットボットや AI ライティング支援ツールなど) に入力することが重大なリスクを伴うことを認識しなければならない。公開プラットフォームやサービスは、入力された情報を保持・再利用・再販売するのが一般的で

あり、その結果、IRS の内部戦略、計画、意図が意図せず外部に漏えいする可能性がある。表面的には非機密に見える情報であっても、外部で集約・分析されることで、IRS の業務計画、意思決定、機密性、セキュリティを損なうおそれがある。

- a) IRS における生成 AI の利用は、責任を負う機関担当者の承認を受け、IRS の使命目的に合致し、適用される法令、プライバシー要件、および市民的自由に関する要件を遵守しなければならない。
- b) IRS の生成 AI システムはユーザー契約によって管理されなければならない。職員は当該契約に定められたすべての要件を確認し、受諾し、遵守しなければならない。
- c) 職員は、AI 生成出力を得るために入力するプロンプト（指示や質問を含む内容）について責任を負うとともに、その出力を内部または外部の目的で利用・公表・配布する場合にも責任を負う。また、職員は、生成 AI の出力がその後の利用に適切であることを確認するため、内容を必ず精査しなければならない。
- d) 利用者は、生成 AI を使用するにあたり、市民権・市民的自由・プライバシーに対する強固な保護措置を維持するとともに、イノベーションの促進と公共の信頼の確保にも努めなければならない。
- e) 生成 AI の利用事例（Use Case）は、「高インパクト AI」と推定される用途の一覧（IRM 10.24.1.4.2「高インパクト AI の判定」参照）に照らして審査しなければならない。また、生成 AI の出力が、権利や安全に対して法的・実質的・拘束的・または重大な影響を及ぼす決定や行為の主要な根拠として用いられる場合、その利用事例は「高インパクト」と判定され、M-25-21 第 4 節に整合する強化されたリスク管理および監督の対象としない。詳細については IRM 10.24.1.4「高インパクト AI の利用事例」を参照のこと。
- f) IRS は、連邦目的で調達または導入する生成 AI システムについて、思想的中立性を備え、真実性および歴史的正確性を優先し、また多様性・公平性・包摂（DEI）その他これに類する社会

的アジェンダに関連する思想的構成要素を組み込んだり促進したりしないことを確保しなければならない（「連邦政府における Woke AI [偏向 AI] 防止に関する大統領令」に基づく）。

- g) 生成 AI ツールを用いて、虚偽的・誤解を招く・その他法令またはポリシーに違反する内容を作成することは、明示的に禁止される。適切な監督なしに、納税者の権利に法的拘束力のある判断や措置を生成 AI に行わせてはならない（IRM 10.24.1.4「高インパクト AI の利用事例」参照）。また、適切な検証を経ずに納税者向けコミュニケーションを生成させてはならず、OUO、PII、FTI を含む納税者データの漏えいリスクを生じさせるような方法で情報を処理または統合してはならない。これらは、明示的に許可され、かつ保護措置が講じられている場合を除き、禁止される。
- h) IRS が管理する生成 AI には、ユーザー契約および問題・インシデント報告のための仕組みを備えていなければならない。

10 【AI インベントリ管理と記録保持義務】

- ・ IRS はすべての AI ユースケースを インベントリ（台帳）管理し、モデル、データ、目的、リスク分類、評価結果を記録すること。
- ・ 記録保持義務により、監査・説明責任を担保すること。

11 【実務的インパクト（税務調査 AI を中心に）】

- ・ 税務調査 AI は 自動的にハイインパクト AI に分類されること。
- ・ 被調査者は AI による選定に対して不服申立てが可能なこと。
- ・ IRS は 人間の最終判断を必須とし、AI 単独で調査対象を決定できない。
- ・ AI の性能・公平性は 継続的に監査・評価される。

12 【IRS AI ガバナンス・ポリシーと納税者権利憲章法／納税者としてのあなたの権利との関係】

IRS AI ガバナンス・ポリシー（IRM 10.24.1.9）により、IRS 職員は、AI を利用する場合でも、納税者の権利を理解し、それに従って行動しなければならない。

つまり、AI が判断したからといって、職員の説明責任・監督義務が免除されることはない。



(Public use)

AI 利用が、IRS の「納税者としてのあなたの権利 (Your Rights as a Taxpayer)」で保障した「納税者の権利」を侵害してはならない。とりわけ、問題となるのは次のような権利である。

・プライバシーの権利 (Right to Privacy)

AI モデルの学習・推論において、納税者データの扱いが不適切であってはならない。

* [著者注] IRS の AI 活用の各種税務調査対象自動選定モデル／システムは「ハインパクト AI」に分類される。このことから、選定データはプライバシー保護の観点から高度の注意義務を払って取り扱うように求められる。

・秘密を保護される権利 (Right to Confidentiality)

生成 AI など外部サービスへのデータ送信は厳格に制限

・公正かつ正当な税制を期待する権利 (Right to a Fair and Just Tax System)

AI が特定の所得層・地域・人種に偏った影響を与えることは許されない。

・不服申立ての権利 (Right to Challenge the IRS' s Position)

AI が関与した自動判断でも、人間／人知 (human oversight/human-in-the-loop) による最終判断が下されるわけであることから、被調査者は通常の不服／異議申立て (Appeals) を利用できる。

・高い質のサービスを受ける権利 (Right to Quality Service/ Fairness)

AI の判断をそのまま採用することは許されず、人間／人知による監督、つまり職員が独自に判断し説明できなければならない。

13 【IRS AI ガバナンス・ポリシー [IRM 10.24.1.10: プライバシー及びセキュリティ要件 (Privacy and Security Requirements)] により、IRS が負う遵守義務】

① IRS の既存プライバシー・セキュリティ規定の遵守が必須

AI を開発・調達・利用するすべての IRS 関係者は、

- ・IRM 10.5 (Privacy and Information Protection)
- ・IRM 10.8 (Information Technology Security) など、IRS のすべてのプライバシー保護やセキュリティ規定を遵守しなければならない。

② SBU / CUI (含む PII・FTI) のアクセス・処理には完全な監査証跡が必要

AI システムは、

- ・すべてのアクセス・処理行為を調査ログとして記録
- ・調査ログの保護・保存・レビュー (IRM 10.8.1 の AU 系統要件に対応) を満たさなければならない。

③ AI ユーザー (職員) は機微情報の取扱責任を承認する必要がある。

このことから、AI システムユーザーは、

- ・ユーザー契約 (system user agreements)
- ・事業部門の追加要件に基づき、SBU / CUI の適切な取扱い責任を認識し、遵守する義務がある。

④ AI 関連業務は該当する IRM サブセクションの要件に従う必要がある。

AI の開発・調達・利用に関わる者は、関連する IRM の詳細要件を遵守しなければならない。とりわけ密接な関係を有するのは以下の領域である：

- ・IRM 10.5 (Privacy)
 - * Privacy Act、UNAX、SBU / CUI 保護、Incident Management など
- ・IRM 10.8 (IT Security)
 - * アクセス制御 (AC 系列)、監査 (AU 系列)、アプリケーションセキュリティ、クラウド、データベース、ネットワーク、ゼロトラストなど
 - * IRS IT システムの最低限のセキュリティ要件を規定
- ・IRS Publication 4812 (Contractor Security Controls)
 - * 外部委託者が扱う SBU / PII / FTI の保護要件
 - * NIST SP 800 53 に基づく統制要求

◆小括

破壊的イノベーション (disruptive innovation) は勢いを増し、とどまるところを知りません。課税庁事務の AI 化を支えるモデルやシステムも日々高度化しています。

AI に降参するのではなく、人間／人知による AI の統制とガバナンス確保はますます重要になってきています。

AI／アルゴリズムを用いた課税庁事務の自動化において、透明性・公正性・説明責任を制度的に確保することは、納税者の権利利益を護るために不可欠です。

日米における課税庁事務の AI 化と、その透明化・統制策の現状を、簡潔に図説すると、次のとおりです。

【表 28】課税庁事務の AI 化と透明化等の日米比較

項目	IRS(アメリカ)	国税庁(日本)
AI チャットボット	ウェブ上に複数のチャットボットを設置。主に一般情報への誘導。LLM 未導入 (IRSAC が導入を勧告)。	国税庁サイトにチャットボットあり。FAQ 誘導中心。LLM 未導入。機能は限定的。
音声ボット	1,100 万件以上の通話を処理。納付計画の自動設定も可能。本人確認付きボットも運用。	音声ボットは未導入。電話対応は人を中心。
外部評価	IRSAC あり。至近の年次報告では、「直接回答できない」「複数ベンダーで入口が分散」「LLM 導入」など 8 つの改善を勧告。	外部評価制度なし。チャットボットの性能評価は限定的。
AI エージェント	Salesforce 社の AI エージェント基盤を IRS 向けにカスタマイズ。文書要約・検索・通知文生成などを自動化。	AI エージェントの導入なし。文書要約・内部検索の自動化は未整備。
AI による調査対象選定	DIF・UIDIF・LPCM など複数モデルを利用。透明性は比較的高い (GAO・TIGTA などによる監査あり)。	SAT、結、RIN／リン(選定 AI)を導入。内部データベースで運用。透明性は極めて低い。外部監査制度もなし。
AI の透明性	RSAC・GAO・TIGTA による外部監査が制度化。報告書は公開。	SAT、結、RIN／リン(選定 AI)の仕組みは非公開。外部監査なし。国会報告も限定的。
AI のガバナンス	連邦政府の AI ガイドライン (OMB・AI EO) に従う。ハイインパクト AI として管理義務あり。	AI ガバナンスの法的枠組みなし。行政内部の判断に依存。
納税者サービスの自動化	音声ボット・チャットボット・AI エージェントで大幅に自動化。42%が人間の介入なしで解決。	チャットボットのみ。自動化は限定的。電話・窓口依存

◆国税通則法改正 (AI／アルゴリズム規律の新設) 案 (TC フォーラム素案)

日本の SAT・結・RIN のような税務調査対象選定 AI モデル／システムは、税務調査の効率化を一方的かつ著しく優先しています。そのため、納税者の権利利益保護が背後に追いやられています。システムの透明性は確保されていません。公正性の検証手続も存在しません。説明責任も制度として担保されていません。

税務調査対象選定にかかわるアルゴリズムにバイアス [AI／アルゴリズム由来の偏り] があるなど不透明／不公正だと、納税者は課税庁による自己の納税データの取扱いが適切なのかを判断するのは難しいわけです。自動判断にたいする不服申立ても難しくなります。結果として、納税者 (被調査者) の自己情報コントロール権が損なわれます。

一方、アメリカ IRS が導入する税務調査対象選定 AI モデル／システムについては、内部統制に加え外部統制も整備されています。すなわち、議会が監視します。政府検査院 (GAO) が監査します。財務省監督総監 (TIGTA) も監査します。情報公開法 (FOIA) で一定の情報が開示されます。任意の行政調査は、税務に限らず、公衆衛生、労働、警察など多様な分野にわたります。それにもかかわらず、税務調査の対象を自動選定する AI モデル／システムだけが、他の行政分野に先んじて厳格な規律を必要とするのは、なぜなのでしょう。それは、この AI モデル／システムが「ハイインパクト AI」【納税者の権利利益などに対する高度のリスクが伴う AI】に分類されるのにもかかわらず、任意の税務調査という性格上極めて多くの人々に直接影響を及ぼすからです。原則としてすべての納税者に確定申告を義務づけるアメリカの申告納税制度では、とりわけです。



(Public use)

課税処分のための任意の税務調査は、国税通則法（例えば 74 条の 2）や最高裁判例（最決昭 48.7.10・刑集 27 巻 7 号 1205 頁）によると、「客観的に必要とある場合に限り」認められます。AI が関与した税務対象選定の自動判断でも、「客観的必要性」はあったのかどうかが問われます。AI が行った税務対象選定の自動判断でも、人間／人知（human oversight/human-in-the-loop）による最終判断が下されることになっています。このことから、被調査者は通常の不服申立手続で AI／アルゴリズムの公正性ないし「AI バイアス（AI／アルゴリズム由来の偏り）」があるかどうか争訟で問えて当たり前です。アメリカ IRS AI ガバナンス・ポリシーでは、その旨を確認しています。わが国も、アメリカに倣って、その旨を法認する必要があります。

税務調査対象自動選定 AI モデル／システムを、納税者の権利利益の尊重という観点から見ると、日米間の制度的格差は大きいのです。日本の制度は、透明性・公正性・説明責任の確保、納税者の権利利益保護という基本的要請に照らして明らかに見劣りします。アメリカに倣い、税務調査対象自動選定 AI モデル／システムの透明性・公正性・説明責任の強化と納税者の権利利益保護のための法制度化は急務です。

■国税通則法の一部を改正（AI／アルゴリズム規律の新設）する法律案

《提案理由》

国税庁は、SAT、結、RIN 等のシステムを用いて税務調査対象を自動的に選定する態勢の整備を積極的に進めている。しかし、これらシステムの透明性、公正性及び説明責任を担保する制度の整備は不十分である。AI／アルゴリズム（情報処理手順）の内容は非公開であり、機関内部でのバイアス検証の手続・結果の公表もない。国民・納税者からは、その進捗状況は見えにくい。会計検査院や国会への報告などによる AI／アルゴリズム規律にかかる外部監査・検証の見える化も進んでいない。このため、税

務調査対象となった者（被調査者）には選定理由を知る手段が確保されておらず、権利利益保護の観点から大きな問題がある。自動判断に対する被調査者による不服申立手続は未整備であり、仮に不服申立てが認められたとしても、争点化は容易ではない。

これに対して、アメリカ内国歳入庁（IRS=Internal Revenue Service）の税務調査対象者選定 AI／アルゴリズムを、「ハイインパクト AI」の 1 つに分類している。つまり、EU（欧州連合）AI 法でいう「ハイリスク AI」に相当し、「人権に対する高危険度」の AI／アルゴリズムにあたるとする。このことから、その内容については、IRS の各種内部統制に加え、連邦議会監視（Congress Oversight）、連邦政府検査院（GAO=Government Accountability Office）検査、連邦財務省の租税行政監察総監 TIGTA（Inspector General for Tax Administration）監査、情報公開法（FOIA=Freedom of Information Act）開示などの外部統制が存在し、選定システムの透明性、公正性と説明責任が確保されている。IRS は、内国歳入マニュアル（IRM）で、「IRS の AI ガバナンス・ポリシー [IRS Policy for Artificial Intelligence (AI) Governance]」を発出し、税務調査対象を自動的に選定する被調査者の権利利益保護体制の整備に積極的に取り組んでいる。そして、このポリシーのなかで、被調査者が AI 自動選定調査の妥当性を問う異議／不服申立てを法認する。

この日米の相違は、国民／納税者の権利利益を重視しなければならない AI 等を使った税務調査対象選定手続において、両国の間に大きな格差があることを明らかにしている。

本法案は、AI 等の定義を明確化し、税務調査対象自動選定手続の透明性、公正性、説明責任並びに内部及び外部統制を制度として確立することにより、納税者の権利保護と行政の信頼性を高めることを目的とするものである。

法案要旨を示すと、次のとおりである。

■国税通則法の一部を改正（AI／アルゴリズム規律の新設）する法案（要旨）

【第 1 章 総則への追加】

第 1 AI 等の定義

この法律において「人工知能（AI）その他の自動化された情報処理手順（アルゴリズム）」（以下「AI 等」という。）とは、国税庁が国税に関する事務の遂行に用いる、機械学習、統計的推計、ルールベース処理その他の自動化された方法により、入力データを分析し、予測、分類、推奨又は意思決定の補助を行う情報処理手順をいう。

【第 2 章以降に新設する AI 規律】

第 2 AI 等の透明性及び公正性の確保

- 1 国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他政令で定める者（以下「国税庁長官等」という。）は、AI 等を用いて調査対象の選定その他国税に関する判断の補助を行う場合において、当該 AI 等が適正かつ公正に機能するよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 AI 等の設計、学習及び運用に関する基本方針の策定
 - 二 AI 等が利用するデータの品質及び偏りに関する評価
 - 三 AI 等の出力結果に係る説明責任の確保
 - 四 AI 等の運用状況に関する記録の作成及び保存

第 3 AI 等の公正性評価及び第三者監査

- 1 国税庁長官は、AI 等が特定の納税者層に対し不当な不利益を及ぼすことのないよう、定期的に公正性評価を実施しなければならない。
- 2 前項の公正性評価は、統計的手法その他客観的な方法により行うものとし、その結果を各年度終了後に公表するものとする。
- 3 国税庁長官は、AI 等の設計及び運用に関し、独立した第三者機関による監査を受けなければならない。
- 4 前項の監査の結果は、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第 4 AI 等による選定理由の通知及び不服申立て

- 1 国税庁長官等は、AI 等の出力に基づき調査対象として選定した者から請求があった場合には、当該選定の理由を通知しなければならない。
- 2 前項の通知内容に不服のある者は、本

法第 8 章に定める審査請求をすることができる。

第 5 AI 等の運用に関する国会報告

国税庁長官は、毎年度、AI 等の運用状況、公正性評価の結果、第三者監査の結果その他必要な事項について、国会に報告しなければならない。

第 6 AI 等の停止及び改善措置

- 1 国税庁長官は、AI 等が重大な誤り又は不当な偏りを生じさせているおそれがあると認めるときは、直ちに関係するシステムの運用を停止し、必要な改善措置を講じなければならない。
- 2 前項の措置を講じたときは、その概要を公表しなければならない。

第 7 地方公共団体の AI 等の規律

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、AI 等を用いて調査対象の選定その他地方税に関する判断の補助を行う場合において、当該 AI 等が適正かつ公正に機能するよう必要な措置を講じなければならない。

第 8 政令への委任

この法律に定めるほか、この法律の実施のための必要な事項は、政令で定める。

【附則】

- 1 この法律は公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、本法施行後 1 年以内を目途として、AI 等を用いて調査対象の選定に係る審査請求のあり方及び AI 等の公正性評価及び第三者監査に関する具体的基準について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

◎むすびにかえて～ポスト対面調査時代の納税者権利憲章（法）が要る！

わが国政府は、世界に向けては「民主主義」や「法の支配」を強調しています。外向きの姿勢は決して悪いものではありません。しかし、内側に目を向ければ状況は大きく異なります。国内の税務行政のデジタル化・AI 化の実態を見ても、その運用は依然としてブラックボックスのままです。

課税庁は、税務調査対象選定システムに加え、オンライン本人調査や反面調査など、

多くの局面で AI やアルゴリズムを多用してきています。にもかかわらず、① AI / アルゴリズムを使った調査対象選定理由の開示・被調査者の争訟権の保障、②課税庁の AI / アルゴリズムのバイアス検証義務、③ AI / アルゴリズム外部監査（第三者監査）の法定化・結果の公開といった最低限の統制措置すら、制度として視野に入っていないように見えます。

さらに、いまや国際基準となっている納税者権利憲章（法）の制定も、わが国では遅々として進んでいません。こうした遅れは、民主主義国家を標榜する国として看過できるものではありません。

わが国では、納税者権利憲章をつくる会 / TC フォーラムや税務専門職界は、これまで国税通則法の改正を含む政府ベースの納税者権利憲章（法）の制定を求めて積極的に活動してきました。しかし、従来私たちが求めてきた権利憲章（法）は、近年急速に進むデジタル化（DX）に対応できたものとはいえません。

例えば、税務調査を例にすると、権利憲章（法）では、対面（リアル）による本人調査や反面調査を前提としていました。ところが、税務当局は、すでに NTT データ（株）の「ピピットリンク」などを使った金融機関へのオンライン照会（反面調査）を常時接続で使える方向を目指しています。また、SAT・結・RIN のような AI / アルゴリズムを使った申告書チェック、税務調査対象選定システムの活用も進んでいます。加えてチームズ（Teams）やフォームズ（Forms）など民間 IT 企業のプラットフォームなどを活用したオンライン税務調査もはじまります。

にもかかわらず、政府や行政による各種 AI / アルゴリズムを使った各種システムに対する「法の支配」や「人間の支配」を強化する政策は不透明性です。説明責任もほとんど尽くされていません。

近年急速に進むデジタル化（DX）に対応した納税者の権利保護態勢は、①政府・行政側からの対応と、②納税者側への措置の双方から整備していく必要があります。

【表 29】 デジタル化（DX）に対応した納税者の権利保護体

①政府・行政の対応	各種 AI / アルゴリズムを使った各種デジタルシステムに対する「法の支配」や「人間の支配」の強化
②納税者への措置	偏りのある不公正な AI / アルゴリズムで調査対象に選定された場合の苦情の申出や争訟を含む各種救済手続の制度的保障

納税者が、偏りのある不公正な AI / アルゴリズムで調査対象に選定された場合の争訟を含む各種手続は不透明です。DX 時代に不可欠な納税者の権利や透明性がほとんど確保されていないといっても過言ではありません。

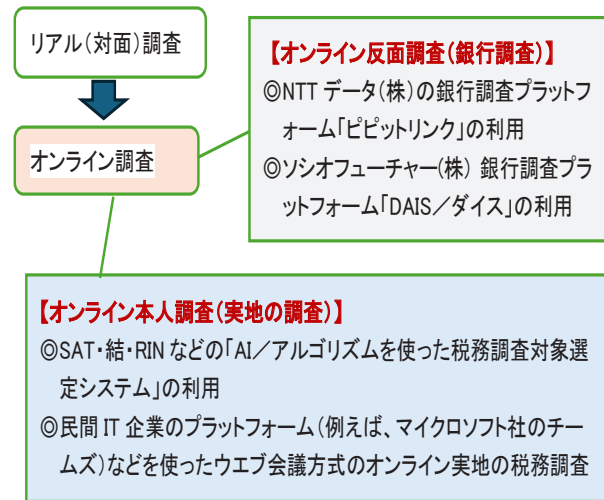
もちろん、この問題を考える場合には、以下のような、わが国特有の法理論も視野に入れる必要もあります。

「AI / アルゴリズムによる選定」を「処分、と考えるのか、事実行為、と考えるのか？わが国では「税務調査」自体は、「処分、ではなく、「事実行為、とされる。仮に、事実行為であるとすれば、納税者支援調整官への苦情申出になるのか？再調査の請求や審査請求（不服申立て）の対象とならないのか？

いずれにせよ、私たちは、政府や行政による各種 AI / アルゴリズムを使った各種システムに対する「法の支配」や「人間の支配」を求める運動を強化しないといけません。そのうえで、政府ベースの納税者権利憲章（法）の制定の実現を目指さないとはいけません。

オンライン税務調査では、対面調査とは異なる手続や課題が数多く発生し、従来の常識が一瞬で通用しなくなるような状況も少なくありません。例えば、オンライン調査では無予告調査（surprise audit）は現実的ではなくなるでしょう。また、Q&A で禁止していても、調査内容の音声録音も当たり前になってくると思います。

【表 30】 オンライン調査を例に対応策を再点検する



わが国の SAT・結・RIN などの「AI を使った税務調査対象選定システム」はブラックボックスです。外部統制や透明性は、アメリカの税務当局 (IRS) などと比べて著しく不十分です。また、選定した被調査者と税務調査官、関与税理士などがオンラインで調査を進める場合には、民間 IT 企業の各種プラットフォーム (例えば、マイクロソフト社のチームズ) や AI / アルゴリズムを活用することになっています。

しかし、民間 IT 企業のプラットフォームが使う AI / アルゴリズムの透明性・清廉性・公正性・説明責任を検証【システム評価】する法制【法改正】もガバナンス・ポリシーも公開されていません。いわば「ワイルド・ウェスト (無法の西部)」常態にあります。この面で、先進国として恥ずかしくないような水準の「法の支配」+「人間の支配」が求められます。

アメリカの IRS はこの 2 月に、人間重視の「AI ガバナンス・ポリシー」を制定しました。これにより、IRS が導入する税務調査対象選定 AI モデル/システム【ハイインパクト AI に指定】や IRS 事務支援 AI システムに対して、システムに関する内部統制に加え外部統制も整備しました。すなわち、議会が監視する。政府検査院 (GAO) が監査します。財務省監督総監 (TIGTA) も監査します。情報公開法 (FOIA) で一定の情報が開示されます。わが国は完全に遅れています。



リアル中心からデジタル/オンライン中心への劇的な変化は、税務調査の前提そのものを根本から揺るがす「破壊的な税務調査改革 (disruptive tax reform)」と呼べるものです。こうした大きな変革期にあつては、ポスト対面調査時代に即した、新たな視点からの納税者権利憲章 (法) の制定が強く求められています。TC フォーラムなどの納税者団体や税務専門職界にとっても、従来の運動論や建議を見直し、新たな方向性を模索しないといけな転換期を迎えています。

古色蒼然とした「紙万能時代型」の権利憲章 (法) の制定を、ただ国会議員や政党に働きかけるだけでは不十分です。なぜならば、調査対象の選定への AI (人工知能) の活用を含む急速なデジタル化の進展により、税務行政は大きく様変わりしつつあるからです。

反面調査
／銀行調査
のオンライン化
(NTT の
ピピット



リンクなどの活用) や本人税務調査のオンライン化 (マイクロソフト社のチームズなどの活用) が進むなか、納税者がその流れから取り残されてしまうおそれがあるからです。

IRS の「AI ガバナンス・ポリシー」を参考に、わが国でも、SAT・結・RIN のような「AI / アルゴリズムを使った税務調査対象選定システム」や、オンラインの本人調査や反面調査手続に傾斜する形で、「国税通則法の一部を改正 (AI / アルゴリ

ズム規律の新設)する法案」に加え、「税務行政庁 AI ガバナンス・ポリシー」【公開の事務運営指針も一案】の制定を働きかけるのも一案です。

あくまでもたたき台ですが、提案の骨子を示すと、次のとおりです。

■租税行政庁 AI ガバナンス・ポリシー(TC フォーラム草案)

第 1 章 総則

第 1 (目的)

租税行政庁 AI ガバナンス・ポリシー (以下「本ポリシー」) は、租税行政庁における AI / アルゴリズムの利用が拡大する中で、その適正な運用を確保し、被調査者の適正手続の保障及び租税行政の透明性を確保することを目的とする。

第 2 (定義)

本ポリシーにおいて使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「租税行政庁」とは、国税庁、国税局及び税務署並びにその長をいう。
- 2 「人工知能 (AI)」とは、統計的推定、機械学習その他の自動的情報処理により、予測、分類、推奨又は意思決定の補助を行う情報処理手法をいう。
- 3 「アルゴリズム」とは、入力情報から一定の規則に基づき結果を導出する情報処理手順をいう。
- 4 「被調査者」とは、租税行政庁が行う調査、照会その他の行政手続の対象となる者をいう。
- 5 「オンライン税務調査」とは、インターネットメール、ウェブ会議システム (マイクロソフト・チームズ)、オンラインストレージサービス (プライムドライブ)、アンケート作成ツール (マイクロソフト・フォームズ) その他の電子的手段を用いて実施される税務調査をいう。
- 6 「オンライン反面調査」とは、ピピットリンクその他のオンライン照会システムを用いて第三者から情報を取得する手続をいう。

第 3 (基本原則)

- 1 AI の利用は、法令遵守、人間の関与、透明性、公平性及び説明責任の原則に基づき行われなければならない。
- 2 租税行政庁は、AI の利用により被調査者に不当な不利益が生じないように配慮するものとする。
- 3 本ポリシーは、国税通則法その他の関係

法令の趣旨に反しない範囲で適用するものとする。

第 2 章 AI 又はアルゴリズムの透明性

第 4 (利用目的の明確化)

租税行政庁は、AI 又はアルゴリズムを利用する場合、その目的、対象業務及び利用範囲を明確にし、公表しなければならない。

第 5 (判断基準の開示)

- 1 租税行政庁は、AI 又はアルゴリズムの判断に用いる主要な指標、評価項目及びロジックの概要を開示しなければならない。
- 2 被調査者は、自己に関係する AI 判断の根拠について説明を受ける権利を有する。

第 3 章 人間の関与と最終判断

第 6 (人間による最終判断)

- 1 AI 又はアルゴリズムの判断は、租税行政庁の職員による確認を経て最終判断とする。
- 2 被調査者から求めがある場合には、職員による再調査を行うものとする。

第 4 章 オンライン税務調査の手続

第 7 (事前通知)

租税行政庁は、オンライン税務調査を実施する場合、客観的に必要最小限の範囲に限定するものとし、かつ、調査の日時、方法、使用する通信手段その他必要事項を事前に協議し、かつ通知するものとする。

第 8 (通信環境への配慮)

租税行政庁は、通信環境の不具合その他被調査者の責めに帰さない事由により不利益が生じないように配慮するものとする。

第 9 (対面調査への切替え)

被調査者は、オンライン調査から対面調査への切替えを求めることができる。

第 5 章 オンライン反面調査の手続

第 10 (必要性和範囲の限定)

租税行政庁は、ピピットリンクその他のオンライン照会システムを用いて反面調査を行う場合、客観的に必要最小限の範囲に限定するものとする。

第 11 (事後説明)

被調査者から求めがあった場合には、反面調査の実施理由及び取得情報の範囲について、法令の許す範囲で説明するものとする。

第 6 章 データ管理と安全性

第 12 (データ保護)

租税行政庁は、AI 利用に伴う個人情報及び税務データの処理について、暗号化、アクセス制御その他必要な安全管理措置を講じるものとする。

第 13 (AI 又はアルゴリズム等の停止及び改善措置)

- 1 租税行政庁は、AI 又はアルゴリズムが重大な誤り又は不当な偏りを生じさせているおそれがあると認めるときは、直ちに関係するシステムの運用を停止し、必要な改善措置を講じるものとする。
- 2 前項の措置を講じたときは、その概要を公表するものとする。

第 7 章 不服申立て及び苦情処理

第 14 (不服申立ての取扱い)

- 1 被調査者は、AI 若しくはアルゴリズム判断又はオンライン調査の結果に不服がある場合、租税行政庁の職員による再調査を求めることができる。
- 2 被調査者は、通常の不服申立手続を利用する権利を妨げられない。

第 15 (納税者支援調整官への苦情申出)

- 1 被調査者は、AI 又はアルゴリズムの利用、オンライン税務調査、オンライン反面調査その他の税務行政の執行に関し、不当な取扱い又は不適切な対応があったと認めるときは、納税者支援調整官に対して苦情の申出を行うことができる。
- 2 納税者支援調整官は、前項の申出について、事実関係を確認し、必要に応じて租税行政庁に対し改善その他の措置を求めることができる。
- 3 租税行政庁は、納税者支援調整官からの求めに対し、速やかに対応するものとする。
- 4 被調査者が苦情申出を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第 8 章 租税行政庁の責務

第 16 (適正運用の確保)

租税行政庁は、AI 又はアルゴリズムの適正な運用、透明性の確保、手続の明確化及び説明責任の履行に努めるものとする。

【補論】

超速で進化する AI 規制と AI 成功果実分配のあり方

AI は超速で進化し続けています。「公共

資源」である AI を、人類、国民の利益に還元しないといけません。また、国家レベルのサイバー攻撃能力を持つことなどから、即、公開を禁止しないといけないこともあります。

スローな人間で構成される立法府(議会)による従来の「固定規制／静的規制モデル」では、機を失しかねません。そこで、AI については、固定規制／静的規制モデルから「ダイナミック(変動／動的)規制モデル」へ転換すべきであるとの主張もあります。

【表 31】「ダイナミック規制／変動(動的)規制」とは

《事例分析》

AI 規制 例: アンソロピック社のクロードミュトス (Claude Mythos)

*社主: ダリオ・アモデイ
CEO【ChatGPT を開発した OpenAI からのスピ
ンアウト組

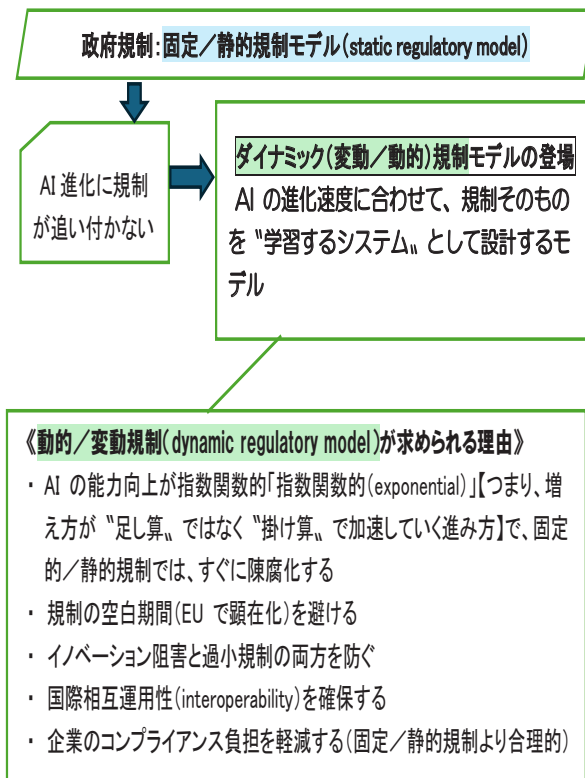
◎最新超 AI ミュトス 5(特定企業向け)
システムの脆弱性の検出: ◎最新超 AI フェイブル 5(一般向け)
* 国家レベルのサイバー攻撃能力を持つため、公開できない AI

連邦政府は輸出管理措置などで規制

この場合、AI 規制は、ハードロー (hard law) から、ソフトロー (soft law) に軸足を移すのも一案です。ただ、税務 AI のソフトロー (cf. ガバナンス・ポリシー) での規制については、租税法律主義 (tax legality principle) とぶつかるのではとの指摘もあります。



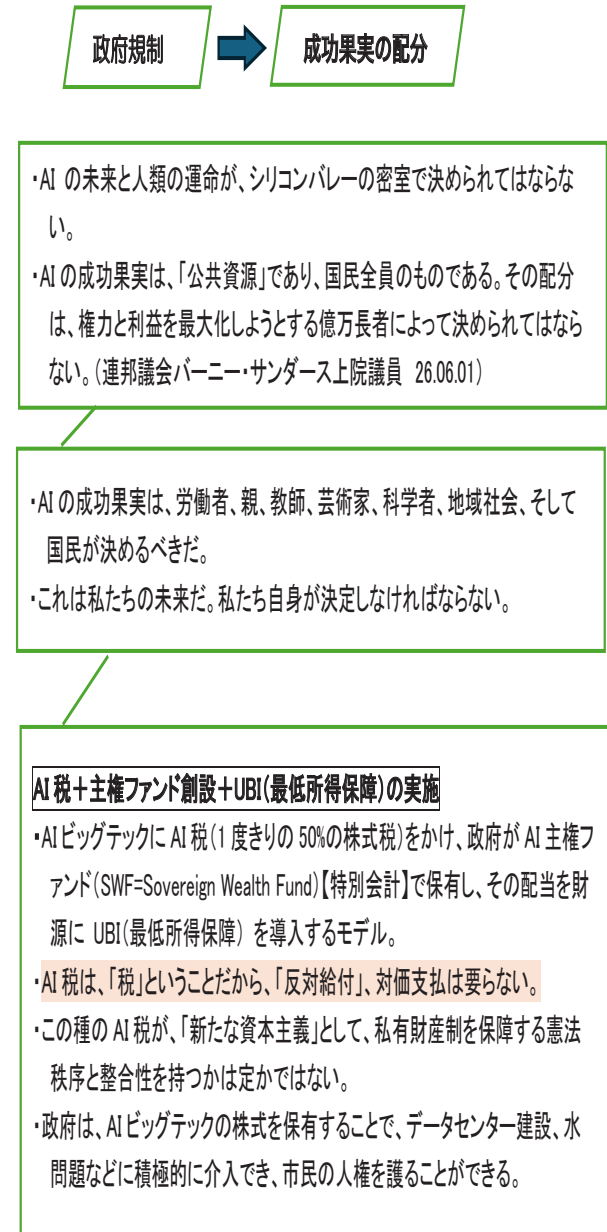
《政府規制：固定／静的規制からダイナミック（変動／動的規制へ）ハードロー→ソフトロー



また、AI を「公共資源」とみなす議論は、「どう AI を政府規制するか」から「AI の成功の果実をどのように分配するか」へと軸足を移しつつあります。現在は、① AI 税（1 度きりの 50% の株式税）を導入し、AI ビッグテックの株式を国が保有する案（バーニー・サンダース上院議員）や、② 連邦政府が AI ビッグテックの株式を購入する案（アンソロピック社ダリオ・アモデイ CEO、オープン AI のサム・アルトマン CEO、トランプ大統領など）が提案されています。いずれの案も、取得した株式の配当を AI によって仕事を失った国民に

対し、ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI／最低所得保障) として現金給付する仕組みを想定しています。

【表 32】 AI 課題の軸足の転換



豪州政府の AI / アルゴリズム暴走事件の顛末

オーストラリア連邦政府の社会保障プログラム運営機関「センターリンク (Centrelink Australia)」が使った不正受給 (過払い/債務) 者発見 AI「ロボデット (Robodebt)」暴走で 47 万の人たちが違法の返還通知を受けた事件を追う

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

◆オーストラリア連邦の社会保障プログラムはすべて税方式

オーストラリア連邦の各種社会保障プログラムは、連邦の独立行政法人である「センターリンク (Centrelink Australia)」が運営しています。センターリンクによる給付は掛け金なしです。つまり、社会保険ではなく、年齢や所得などを条件とする社会扶助 (means-tested welfare) です。

豊富な天然資源に支えられたラッキーカンントリーの社会保障制度は、他国の容易な追従をゆるさないところがあります。「掘って、掘って、掘りまくれ (Dig, baby, dig)」のキャッチコピーが似合うのは、トランプ氏が率いるアメリカより、むしろオーストラリアのような気がします。

これら社会保障 (「社会扶助」の方が的確かも?) は保険料 (premium) なし、加入要件なし、過去の就労歴に深く依存しないで、必要性ベース (means-tested) で支給されます。また、原資 (給付財源) は、ほぼ全額が税金で賄われ、一般財源 (general taxation) から拠出されます。つまり、オーストラリアは「税方式 (tax-funded)」なので、日本の「社会保険料方式」とは根本的に異なる仕組みです。



(Public use)

センターリンクは、2011 年に、メディケアオーストラリア (Medicaid Australia) を吸収し、今日、連邦最大の社会保障プログラムの運営機関となっています。

オーストラリア連邦の社会扶助プログラムを運営するセンターリンクは、「オンライン即時処理 (OLTP=Online transaction processing) システムを稼働させています。

センターリンクの OLTP (オンライン即時処理) システムでは、各種データを処理したうえで管理・保有しています。これにより、社会扶助に関する給付、申請、記録更新をリアルタイムで処理しています。

【表 1】センターリンクの OLTP システムでオンライン即時処理されるデータ一覧

- ①受給者データ、②給付履歴、③国税庁 (ATO) から取得した所得情報、④各人の過払い/債務残高など



(Public use)

センターリンクは、OITP (オンライン即時処理) システムを使って次のような連邦の社会保障給付プログラム全般を所管しています¹。

【表 2】センターリンクが所管する主な社会保障プログラム一覧

- ①老齢年金 (Age Pension)

税方式、社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

¹ JTI 編「2015JTI オーストラリア税務実務視察研修報告書」国民税制研究 2 号 (2016 年) 参照 国民税制研究 第 2 号 | 国民税制研究所

- ・高齢者（65 歳以上）向けの主要な所得保障（市民権を得てから 10 年間居住者であることなど）
- ・資産テスト・所得テストの更新 OLTP が処理
 - *ほかに、退職老齢年金制度（Superannuation / スーパーアニュエーション / 通称「スーパー」：事業主 / 強制拠出（積立）・被用者／従業者任意拠出（積立）・スーパー拠出に対する政府補助制度がある。
- ②失業給付（JobSeeker Payment）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる所得保障制度

 - ・以前の Newstart Allowance
 - ・就労状況・収入申告の更新を OLTP が即時反映
- ③生活保護（俗称 dole）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる

 - ・低所得者向けの社会扶助給付
 - ・収入変動に応じた給付額調整を OLTP が処理
- ④障害者給付（DSP）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。
- ⑤家族手当（Family Tax Benefit）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。
- ⑥学生給付（Youth Allowance）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。
- ⑦住宅手当（Rent Assistance）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。
- ⑧介護者給付（Carer Payment）

社会扶助で、給付は全額税金で賄われる。

各地のセンターリンク窓口は、全豪でおよそ 320 か所に設置されています。郵便局や地方自治体による委託運営拠点を含めると、約 500 か所になります。

これらの窓口には、①オンライン申請端末（Self Service Terminal：申請・書類提出用）と、②電話ブースが設置されています。また、必要に応じて職員が配置されています。

給付（payouts）は、銀行口座への振込により受け取ることができます。現金が必要な場合は、民間金融機関が運営する ATM（Automated Teller Machine）を利用して引き出すことができます。したがって、センターリンク窓口にはオンライン申請端末のみが置かれており、給付処理を行う専用機器は存在しません。

なお、アルバニージー労働党政権は、

2026 年 4 月からは、キャッシュレス時代の流れを受け、デジタル支払システムを稼働させまし

た。ただし、受給者のスマートフォンに直接お金を送る仕組みではありません。



(Public use)

◆ OLTP とロボデット（Robodebt）スキームとの関係

2015 年 5 月、当時のアボット政権（自由党と国民党による保守連合政権）は、社会保障給付の「不正受給対策を自動化する」方針を打ち出しました。その一環として、AI を駆使したロボデット（Robodebt）スキーム【社会保障給付の自動過払い返還請求制度／OCI】を開発・導入するための予算が計上されました。

その後 2016 年 7 月に、後継のターンブル政権（保守連合政権）が、ロボデット（Robodebt）スキームを稼働させました。

すでにふれたように、連邦の各種社会保障プログラムを所管するセンターリンクは OITP（オンライン即時処理）システムを運用しています。このシステムに、ロボデット（Robodebt）スキームが導入されました。ロボデット（Robodebt）スキームは、自動化された所得推計アルゴリズム（情報処理手順）が使われます。このアルゴリズムは、過去の所得データを平均化して計算する仕組みです。その結果、アルゴリズムによって「ヒット／フラグ付け（flagging）／旗立て）」された受給者には、「過払い（債務）」とされる金額が自動的に通知されるようになりました。

社会保障の不正受給者の摘発（ヒット／フラグ付け（flagging）／旗立て）に AI



(Public use)

やアルゴリズムを使えば、行政の効率化につながると考えられがちです。しかし、その運用を誤ると、大量の人権侵害を起こしかねません。

人権への影響が生じる原因として、第一に「AI バイアス (AI / アルゴリズム由来の偏り)」の問題があげられます。つまり、AI に投入したアルゴリズムに誤りや不正、偏頗が含まれている場合です。この問題は、税務調査対象者を選定する AI / アルゴリズムでも同様に生じます。

それから、AI が過去の偏りを含むデータで学習すると、既存のバイアスを自動的に再生産してしまうことも大きな問題です。いわば、AI が誤ったアルゴリズムで学習し、それを上書きしていくことで繰り返される「冤罪の再生産」問題です。

すでにふれたように、センターリンクは、不正受給を検出するために、OITP (オンライン即時処理) システムに AI を用いた自動過払い／債務返還スキーム「ロボデット (Robodebt)」を導入しました。ところが、そのスキームに組み込まれたアルゴリズムに偏り (バイアス) があるのではないかという疑念が生じ、大きな政治・社会問題となりました。

問題となったスキームの導入・稼働・事件発生を経緯を簡潔に図示すると、次のとおりです。

【表 3】ロボデット (Robodebt) スキーム暴走の経緯

2015 年 5 月	ロボデットの導入	自動過払い返還制度 (OCI) の準備開始
2016 年 7 月	ロボデットの稼働	OCI 稼働、所得平均化による自動過払い／債務計算開始
2016 年 7～12 月	ロボデットからの自動通知	通知が自動的に大量送付され、2016 年末には週 2 万件以上の自動過払い／債務通知が送付されるに至り、通知を受けた人々の多くが身に覚えなしで「犯罪者扱い」されたとして、批判が拡大

◆ロボデット (Robodebt) スキームの致命的な欠陥

センターリンクのロボデット (Robodebt) 【自動過払い／債務返還通知】スキームが稼働すると、突然、身に覚えのない高額な「過払い／債務」返還通知を突きつけられた人が少なくありませんでした。なかには、理由も分からないまま多額の債務を負わされたことで、強い精神的ストレスや深刻な経済的不安に追い込まれ、行政への不信感を憶えた人も多く出ました。



こうした理不尽な状況が広がった結果、ロボデット (Robodebt) スキームに対する社会的反発は一気に高まりました²。

原因は、次のようなロボデット (Robodebt) スキームにインプットされた AI / アルゴリズム (情報処理手順) の致命的な欠陥にありました。

- ・センターリンクのロボデット (Robodebt) では、ATO (国税庁) の年間所得データを平均化 (income averaging) し、各週の収入とみなす自動計算方式のアルゴリズムを採用。
- ・しかし、多くの受給者は週ごとに収入が変動するため、このアルゴリズム (平均化) は統計的にも法的にも不正確・不公正・偏頗的。
- ・センターリンクは、ロボデット (Robodebt) のフラグ付け (flagging) / 旗立て) した結果を唯一の根拠として過払い／債務を確定・請求し、受給者に「証明責任」を押し付けていた。言いかえると、AI / アルゴリズム利用に対する「人間 / 人知による監督 (human oversight/human-in-the-

² See, e.g., News, “Robo-debt client stories,” Victoria Legal Aid <https://www.legalaid.vic.gov.au/robo-debt-client-stories>; “Learning from the failures of Robodebt—building a fairer, client-centred social security system,” Victoria Legal Aid <https://www.legalaid.vic.gov.au/learning-from-the-failures-of-robodebt>

loop)」が欠如していた。

- ・2016 年末には週 2 万件以上の自動過払い／債務通知が送付され、受け取った人々は「AI / アルゴリズムの暴走」で「犯罪者扱い」されたとのことで、全豪で大騒ぎになった。

モリソン政権（保守連合政権）は、2020 年 5 月に、ロボデット（Robodebt）スキームを廃止し、誤って過払い／債務請求したおおよそ 47 万の受給者に全額再給付する旨を約束しました。しかし、2022 年に政権の座から降りるまで公式な謝罪はありませんでした。

◆裁判所はロボデット（Robodebt）スキームを違法と判断

ロボデット（Robodebt）スキームに不信感を抱いた人たちは、全豪各地で裁判を起こしました。裁判所は、`違法（unlawful）、と判断しました。とくに、連邦政府は、2019 年に連邦裁判所で敗訴し、2020 年には集団訴訟で政府が和解し、制度の違法性を事実上認めました。

◆政権交代でロボデット（Robodebt）の王立委員会での調査開始

2022 年の連邦総選挙で、労働党は政権を奪取すれば、ロボデット（Robodebt）スキーム暴走事件を独立した王立委員会（Royal Commission）に付託する旨を公約しました。政権奪取後、アルバニー・ジョー労働党政権が誕生し、同政権は直ちに連邦の王立委員会へこの件の調査・勧告を付託しました。

◆独立した王立委員会での検討結果

連邦の王立委員会（Royal Commission）はこの事案を調査しました。そして、2023 年 7 月に、最終報告書を公表しました³。

この報告書で委員会は、自動化された（robotic）所得推計アルゴリズムに基づき、受給者に `過払い／債務、を請求する制度である AI を使ったロボデット（Robodebt）スキームは「粗雑で残酷で、合法でも公平でもなかった」と、結論付けました。今後の行政における自動化には、法的適合性・透明性・説明責任・人間中心設計が不可欠であると強調しています。

最終報告書は 57 の改革勧告を行い、行政法制度・自動化システムの監視機能の強化を含む公務員文化の抜本的改革を求めています。

主な報告内容と勧告の概要は、次のとおりです。

■王立委員会報告の報告内容と勧告の概要

《報告の概要》

① 違法性

- 所得平均化は社会保障法に反する
- ・社会保障法では、フォートナイト（2 週間）ごとに実際に過払いがあったかを確認する必要がある。
- ・年間所得を平均化して過去の特定週の収入を推定することは、法的に許されない。
- ・過去には平均化は「受給者の同意がある場合に限り、補助的に」使われていたが、ロボデット（Robodebt）スキームはこれを強制的・全面的に適用した。

②行政内部の重大な失敗と隠ぺい

③法的助言の無視

- ・2014 年、社会サービス省（DSS=Department of Social Services）は、平均化は法律に反するとの助言を得ていたが、人間サービス省（DHS=Department of Human Services 《実施部局》）に共有されなかった。

- ・その後の政策文書（NPP）でも、法的問題を意図的に隠したと委員会は認定。

④監督機関の機能不全



(Public use)

³ See, Royal Commission, Report of the Royal Commission into the Robodebt Scheme (7 July 2023) . https://robodebt.royalcommission.gov.au/publications/report?utm_source=copilot.com

- ・多くの被害者が連邦オンブズマン (Commonwealth Ombudsman) にロボデット (Robodebt) スキームに関する苦情の申出をした。苦情の申出を受けて連邦オンブズマンは調査を開始した。しかし、その際に、DHS / DSS 職員は「誤解させ、妨害する行動」にまで及んだ、と報告書は指摘している。
- ・また、2017 年に、ロボデット (Robodebt) スキームで違法な過払い／債務返還通知を受けた被害者からの不服申立てに基づき、行政不服審判所 (AAT=Administrative Appeals Tribunal) が所得平均化アルゴリズムは違法と判断した。それにもかかわらず、DHS / DSS は組織的に検討もせず放置していた、と報告書は指摘している。

⑤人的被害と社会的影響

- ・クリスマス時期に突然の過払い／債務返還通知を受けた家族、若者の絶望、自死事例を含む深刻な精神的被害が確認された。
- ・王立委員会はこれを「人間的にも経済的にも高くついた行政の失敗」と総括している。

《勧告の概要》

①公務員制度改革

- ・省庁構造の見直し
- ・重要な議論の文書化義務
- ・法務助言の標準化と透明化

②自動化システムの監督

- ・自動意思決定 (ADM) を監査・監視する独立機関の設置
- ・NPP (新政策提案) における法的助言の明示義務

③行政レビュー制度の再建

- ・行政不服審判所 (AAT) 重要判決の体系的レビュー
- ・廃止された行政審査会 (ARC=Administrative Review Council) の復活

④社会保障制度の価値観転換

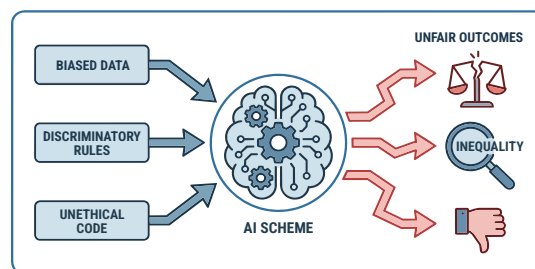
- ・受給者を「国家の負担」とみなす文化の是正
- ・個別事情を重視した政策立案
- ・法律扶助・人権保護政策提言 (アドボカシー) 団体の強化

◆アルバニー労働党政権の公式謝罪と被害者補償

2025 年 9 月に、アルバニー労働党政権は、王立委員会の報告と勧告を受け、ロボデット (Robodebt) スキームをめぐる不祥事について国民に公式に謝罪しました。政府は、違法な過払い／債務返還請求によって被害を受けた人々に対し、総額 47 億 5,000 万豪ドル (1 豪ドル = 100 円換算で約 4,750 億円) の補償を行いました。



この補償は、不適切かつ不公正なアルゴリズムをインプットした AI スキームが、機械的に運用されたことによる被害者への深刻な影響を政府が認めたうえでの措置です。あわせて、政府は再発防止に向けた改革を進めることを約束しました。今回の補償は、ロボデット問題の深刻さを示すとともに、政府が再出発を誓う象徴的かつ記録的規模の救済措置と位置づけられています⁴。



しかし、識者はいまだ懐疑的です。「ロボデット (Robodebt) スキームをめぐる不祥事の詳細が王立委員会で究明されたが、多くの政府機関はいまだにこの種の不適切な過払い／債務回収手法を用いている。抜本的な対応策が取られない限り、また同じ問題が起きる。」と警鐘を鳴らして

⁴ See, Namita Singh, "Australia agrees record payout for victims of illegal Robodebt scheme," Independent (4 Sep. 2025).

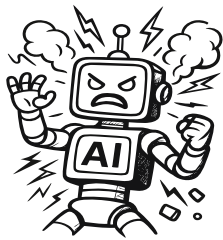
⁵ See, e.g., Lucinda O'Brien & Vivien Chen, "Without stronger action, Robodebt could happen again," PURSUIT (U. of Melbourne, 10 September 2024) <https://pursuit.unimelb.edu.au/articles/Without-stronger-action,-Robodebt-could-happen-again>

います⁵。国が違っても、官僚組織の体質は改めるのは容易ではないといえます。

◎むすびにかえて

～ロボデット暴走事件から見えるわが国への教訓

社会保険事務や課税庁の AI 化を支えるモデルやシステムは、日々高度化しています。不正受給や税逃れの防止が強調されます。しかし、AI を必要以上に賛美したり、AI に無条件に降参したりするべきではありません。人間による統制とガバナンスの確保は、これまで以上に重要です。AI の暴走や冤罪の危険があるからです。AI 専制を放置すれば、民主主義や人権の基盤が揺らぎかねません。



オーストラリアのロボデット (Robodebt) 事件は、その典型例です。センターリンクは AI によるフラグ付け (flagging) / 旗立て) 結果だけを根拠に過払い / 債務があるとみなしました。そして、受給者に返還を強要し、証明責任を押し付けていました。AI やアルゴリズムの利用に対する「人間による監督 (human oversight / human-in-the-loop)」が欠如していたのです。

わが国でも、国税庁の SAT・結・RIN といった AI を使った税務調査対象選定システムはブラックボックスのままです。国税庁の AI ガバナンス・ポリシーもないのです。外部統制や透明性は、アメリカの税務当局 (IRS) などと比べても著しく不十分です。

オーストラリアの AI 暴走事件を他山の石とし、わが国でも早急にルールを整



える必要があります。「事故が起きてから信号機を設置する」ような後手の対応ではいけません。社会保険や課税庁事務の自動化に AI やアルゴリズムを用いる以上、デジタル活用に対する「法の支配」、「人間の支配」を確保することが不可欠です。具体的には、人間中心・透明性・公正性・説明責任を制度として担保することが、受給者や納税者の権利利益を守るために欠かせません。

オーストラリアは「税方式 (tax-funded)」なので、わが国の「社会保険料方式」とは根本的に異なる仕組みです。社会保険料方式では、給付だけでなく保険料の算定まで、AI やアルゴリズムを使って国民監視を強めるのを正義と考える国粹的政治家や役人がうごめきかねません。

一度動き出せば、監視は加速します。運用を誤れば、過度の監視や恣意的な選別が一気に広がります。AI が保険料徴収や給付判断の場面で、人権侵害を連鎖的に生み出す危険が現実味を帯びてきます。

権利の章典である現行憲法を、義務の章典



に改悪しようとする動きも活発です。AI / アルゴリズムを意図的に暴走させ受給者や納税者を支配する道具として使おうとする悪知恵に長けた者が出てくることも考えられます。IT 企業の多くは、個人情報やプライバシーのような人権を喰いものにしても儲かればいい、というビジネスモデルで動いています。密室行政が大好きな役人主導の強いわが国では、AI / アルゴリズムへの人間中心・透明性・公正性・説明責任などガバナンスの徹底を期待するのは難しいのが実情です。それでも、沈黙しないで、声を上げ続けることで、制度の暴走を止める道は開いていかないといけません。

国家情報会議設置法の危険な正体

個人情報改正・マイナカード義務化とつながる「監視国家」 重層的な情報機関の監督・監視システムが要る！

CNNニュース編集局

●はじめに

高市政権の政治目標が、次第に明確になってきた。それは、日本を「戦争できる国」につくり替えることにあるように見える。この政権は、平和憲法大好きな市民にとって大きな脅威である。

高市政権は、憲法改正を含め、戦争可能な国家へ向けた法制度の整備と改正を着実に進めている。国旗損壊罪の創設。言論統制を効率化する法制度。4月に閣議決定した武器輸出全面解禁。外国人排斥・外国人管理法の強化。外国スパイ摘発のための新たな法制度。国民の健康・医療情報をマイナンバー（国民背番号）で一元管理し、自動徴兵にも転用可能とする制度。また、個人情報保護法（個人情報法）改正。さらに、マイナンバーICカードの取得義務化と常時携帯義務化。こうした施策が並行して進められている。マイナカードを携帯しない者を「スパイ」や「非国民」とみなす監視国家の構図が浮かぶ。文部科学省が教育基本法違反と初認定した指導も、この流れの一環と見ることができる。

高市政権は「法の支配」を強調する。だが、内実は、一言でいえば「悪法も法なり」という発想に近い。

この政権の政治目標をどう見るかは、各人の自由である。少なくとも、今は自由に意見をいえる。だからこそ、我が事として受け止めてほしい。愛娘が外国人と家庭を築き、孫がいる家族もある。子息が戦場に向かうことを望まない家族も、多いはずだ。そう考えるなら、今の流れを黙って見過ごすべきではない。

今回は、高市政権の政治目標の象徴ともいえる「国家情報会議設置法」を検証する。

◆成立した国家情報会議設置法とは

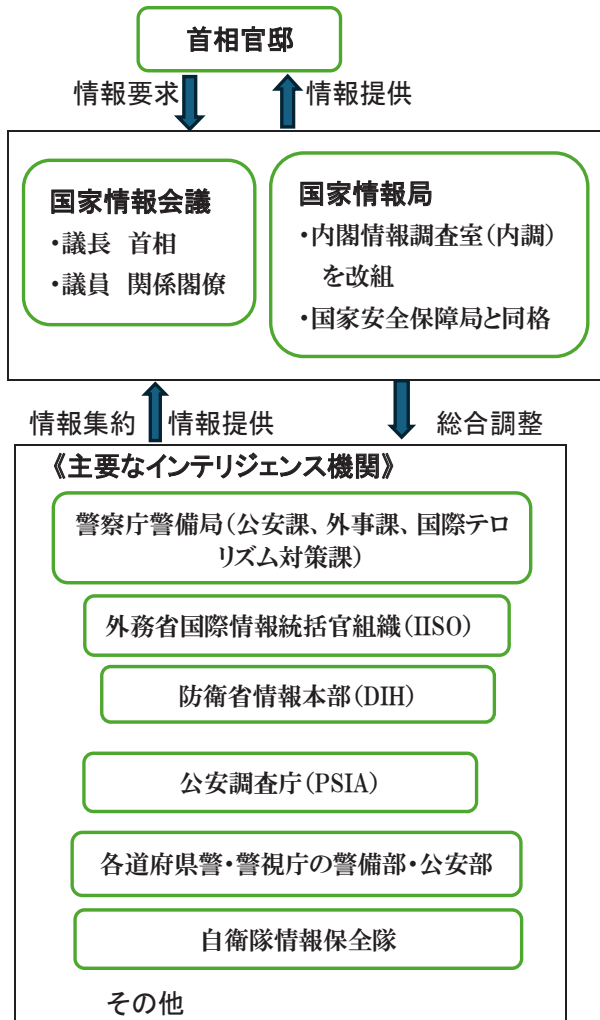
戦後、日本も情報局を持つべきだという議論は、何度も出た。だが、これまで実現しなかった。歴代の自民政権は、この選択を自制してきた。理由は簡単ではない。後藤田正晴氏の発言は、その一端を示す。氏は戦時中に内務官僚として働き、戦後は官房長官も務めた人物である。2004年、記者に「新たな政府の情報機関」の必要性を問われ、こう語った。

「日本は各国の総合的な情報をとる『長い耳』が必要だと思う」。「ただ、これはうっかりすると両刃の剣になる。いまの政府、政治でコントロールできるかとなると、そこは僕も迷うんだ」。

必要性和危険性が、常に同時に存在してきた。だからこそ、自民政権は慎重だった。国家情報会議設置法の制定は、本来だったら国論を二分するような重大な政策、議論になるはずだ。ところが、立民が無能な軍師に率いられて自滅し、野党が実質的に機能不全に陥っている。この現状では、政治の反動化に歯止めをかけるのは極めて難しい。そうした空白を突くように、戦国法制つくりのイケイケドンドンの高市政権が誕生し、流れは一気に変わった。

政府に「国家情報局」を新設する国家情報会議設置法が2026年5月27日の参院本会議で可決・成立した。この法律は、「国家情報会議」と「国家情報局」を新たに設ける。両者は、現在各省庁にあるインテリ

ジェンス機関の司令塔となる。狙いは、政府の国家安全保障に関する意思決定を支える情報収集・分析機能を強化することにある。現在の内閣情報調査室（内調）は改組される。そして、7月にも新たな2つの組織が立ち上がる。



政府は、年内に情報活動の中長期の指針となる「国家情報戦略」を策定する見通しだ。

◆国家情報会議とは

国家情報会議は、安全保障やテロ、緊急事態などについての情報収集と、外国のスパイ及びそれと一体と疑われる活動への対処についての調査審議をする機関である。内閣総理大臣を長とする。同会議は、ボトムダウン式に、各省庁の既存インテリジェンス機関を統括する強い権限を持つ。しかし、これら既存の機関に対する民主的統制

の仕組み自体が、十分に整備されていないのが実情である。この状態で、内閣総理大臣に権限を集中すれば、行政権による権限濫用の懸念が生じる。権力分立や立憲主義の観点からも、重大な問題をはらむ。

民主政体では、ボトムアップの仕組み、つまり市民の意見を踏まえて政治を行う必要がある。しかし、国家を「戦争できる体制」へ転換するには、この仕組みを潰す必要が生じる。国民の反対が大きければ、戦争は遂行できないからだ。

市民の声を抑圧する言論統制の体制を整備するとする。その手順は、まず、①リアルやネットのメディアを使い、国民を煽り、戦争を容認するモードをつくる。→②反対する者を、声を上げにくい状況に置く。→③ときには、強い圧力で抑え込む。

こうした言論統制の体制を支えるのが、国家による諜報活動である。ボトムアップの民主主義に代えて、国民全体を監視下に置くボトムダウンの仕組みを強化する。国家情報会議設置法は、まさにこうした役目を担う。

◆組織法にすぎないという言い訳

高市首相は、国会で「本法案は行政機関相互の関係を律するものであり、国民の権利義務に直接関わるような権限の強化等を行うものでない」と答弁している。だが、国家情報会議設置法は単なる行政組織法ではない。情報機関を官邸直結とし、いまでも政治的な情報の収集と提供をいっそうスムーズに行うことを可能とする法律である。

少し学問的な話になるが、行政法には「組織法」と「作用法」の区別がある。行政組織法は、例えば内閣府設置法や警察法などの法律を指す。国や地方公共団体の組織、任務、所掌(担当)事務を定めるものである。

公権力を用いて国民の権利義務を変動する活動をするとする。この場合は、その組織や事務について定める行政組織法に加え、その組織がどんな時にどのように活動するかは、要件と効果を定めた行政作用法が不可欠である。例えば、警察法は組織法である。一方、警察官職務執行法は作用法

である。警察官がどのような権限行使をすることができるかの根拠法である。犯罪捜査については刑事訴訟法が別にある。

確かに、今回の国家情報会議設置法は組織法である。国家情報局に国民に対するあれこれの具体的な権限を与えるものにはなっていない。直接、国家情報局に市民の権利を制約する具体的な権限を与えるものにはなっていない。だが、国家情報局には「重要情報活動及び外国情報活動への対処」として、予防的にかつ秘密裏に広範に情報を集める任務・所掌事務が与えられている(内閣法 16 条の 2)。それにもかかわらず、どんな時にどんな諜報活動をどのように行うのか、プライバシー等の個人情報をごとまで収集できるのか、全く白地のままである。こんなスケルトン(骨組み)だけの法律を根拠に国家情報機関を立ち上げてよいのか、大きな疑問符がつく。まさに「ザル法」である。公権力による人権侵害に歯止めをかける本則規定は皆無なのである。

◆組織法でも非権力的情報収集は「適法性の推定」を受ける？

この点、国家情報局の権限を考える上で、警察の情報収集活動の法的根拠と限界の議論が参考になる。すでにふれたように、警察法は組織法である。同法 2 条 1 項で「公共安全と秩序の維持」を警察の責務としている。にもかかわらず、いくつかの裁判例では、この目的の範囲内であれば、非権力的な手段による情報収集活動は、個別の作用法の根拠なしに許容される(非権力的情報収集の「適法性の推定」)、と解してきた。行政追従司法(judicial deference)は、国家情報機関／インテリジェンス機関の権限濫用の放置につながりかねない。

この司法の理解に倣えば、国家情報局も、国家情報会議設置法の目的規定を根拠に、作用法による明確な授權がなくとも、国民に対する広範な諜報・監視活動が可能であるという結論になりかねない。ただ、これでは、国民のプライバシー権や表現の自由など、基本的人権に対して重大な危険をはらむ。

◆「連絡調整」→「総合調整」への転換の意味

内閣情報調査室(内調)という組織がある。その存在は従来から市民にはあまり知られていない。内調は、自ら諜報活動を行うだけではない。警察、外務省、防衛省、公安調査庁などの情報機関の「連絡調整」も担っている。

「連絡調整」の担う内調とは異なり、新たな国家情報局は「総合調整」を役目とする。単なる連絡調整から一段階上がる。内調→国家情報局への格上げの意味を見落としてはならない。

この意味を理解するうえで参考となる例がある。2002 年の中央省庁再編である。狙いは、内閣総理大臣(首相)の権限と機能の強化にあった。政府は、内閣官房に権限と機能を集中させ、司令塔に据えた。さらに、内閣官房と各省庁の間に内閣府を置いた。この再編の中で、「総合調整権」という言葉が広く使われ始めた。内閣官房・内閣府が司令塔として機能することを示すためである。縦割り行政を統合するために、政府は内閣官房・内閣府に総合調整権を与えたのである。

今般の国家情報会議設置法 7 条は、内閣官房長官や関係行政機関の長は会議に資する資料・情報を提出するとともに、議長(首相)の求めに応じて、資料・情報の提供および説明、必要な協力を行わなければならないと規定する。要するに、議長である首相に重要情報活動や外国情報活動に対

(資料提供等)

第七条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であつて、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。
2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

処するための情報アクセス権等を保障しているわけである。

つまり、国家情報会議と国家情報局が情報活動の司令塔になる。そして、総合調整権やアクセス権を持つ。このことは、国家のあり方を変える重大な転換を意味する。国家情報会議設置法は、実質的に「国家諜報機関設置法」と見てよい。

◆個人情報改正との危ないリンク

今般の国家情報会議設置法は、今年の個人情報保護法（個情法）改正と切り離して考えてはいけない。なぜならば、個情法 30 条の 2（個人情報に係る統計作成等の特例）第 5 項と、国家情報会議設置法 7 条（資料提供等）がリンク（連動）すると、個人情報収集に歯止めがかからなくなるおそれからだ。以下、説明する。

個情法 30 条の 2 第 5 項は、次のように規定する。

「個人情報取扱事業者は、第三者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等・・・）が個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等を含む・・・）を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合（・・・）であって、当該個人情報を本人の同意を得ないで当該第三者に提供することができる。」

つまり、企業（個人情報取扱事業者）が個人情報を第三者に提供できると定めている。「統計作成等目的」であれば、本人の同意は不要である。しかも、提供先である「第三者」には「行政機関の長等」が含まれる。結果として、企業は要配慮個人情報（病歴・犯罪歴など）を、同意なしで省庁に渡せる。

一見すると、省庁側には歯止めがあるように見える。条文には「統計目的の範囲を超えて使ってはならない」と書かれているからだ。しかし、この歯止め策には例外がある。「法令に基づく場合等を除く」（30 条の 2 第 10 項 1 号）と明記されている。

ここで国家情報会議設置法 7 条が効いてくる。7 条は「法令」である。総理大臣が省庁に情報提供を求めた場合、省庁は応じる

「義務」を負う。この瞬間、統計目的の縛りは外れる。結果として、要配慮個人情報合法的に総理大臣へ集まる仕組みになっている。

・企業→（個情法 30 条の 2 第 5 項）→省庁
・省庁→（国家情報会議設置法 7 条）→総理大臣

さらに巧妙なのは、国会での審議の分断である。個情法改正案は「AI と統計活用」として議論されている。一方、国家情報会議設置法は「組織法であり、個人情報（プライバシー）にはふれない」として審議されている。この 2 つを並べて見ない限り、危険な構図は見えてこない。しかし、実際には両者が密接に結びついている。企業から省庁へ、省庁から総理へ個人情報が一方に集約されるよう、制度が巧妙にデザインされている。

◆危ない「スパイ防止関連法制」へのエスカレート

さらに、自民党と日本維新の会の連立政権合意書には別の項目もある。「外国代理人」登録制度を含む「スパイ防止関連法制」である。また、アメリカの CIA（中央情報局）をモデルにした「独立した対外情報庁の創設」も掲げている。`野党、が実質的に機能していない。この現状では、戦争法制づくりに歯止めをかけるのは極めて難しい。これら連立政権合意書に盛られた他の提案は、今回の国家情報会議設置法とセットで考える必要がある。

「スパイ防止法」は、いわゆる防諜法として別の性格を持つ。つまり、スパイ防止関連法案や、日本版 CIA とされる対外情報庁の創設は、外国のスパイ活動を取り締まるための制度である。対象は、スパイ行為を行う個人であり、捜査と制裁を目的とする法律だ。諜報機関としての国家情報局にストップをかける仕組みではない。

この構造では、日本が国家として行うスパイ活動は合法となる。一方、外国によるスパイ活動だけが違法とされる。もともと道理のない、特殊な世界をつくるための制度設計である。スパイ映画の世界が、わが

国でも現実のものになると見てよい。

2022年12月16日に当時の政府が閣議決定した3つの安全保障政策文書がある。一般に「安保3文書」と呼ばれる。今後10年程度の国家安全保障政策の基本枠組みを定めるものだ。構成する文書は、①国家安全保障戦略(NSS)、②国家防衛戦略(NDS)、③防衛力整備計画(DBP)からなる。

安保3文書は、「敵・味方論」に基づく安全保障政策になっている。アメリカなどの同盟国は味方とされる。中国、北朝鮮、ロシアは敵と位置づけられる。国家情報会議設置法や「スパイ防止法」も、この発想に立つ。国民を戦争に動員するための法体制づくりと見ることができる。

戦争に国民を動員するには、別の仕組みも必要になる。憲法が保障するプライバシー権を制限する体制である。表現の自由や報道の自由も、例外ではない。これらの人権を制限する、さらにはマイナンバーICカードを使い国家が個人情報を読み上げ、諜報機関が個人の所在追跡するのを当り前とした制度設計が進んでいる。

◆「悪法による支配」ではなく、「人権尊重」「権力監視」が要る

高市首相はしばしば「法の支配」を口にする。国家情報会議設置法については「プライバシーを無用に侵害することはない」とも言う。一方で、政府は、マイナンバーに紐づけられた情報や、能動的サイバー防御法に基づいて集められたサイバー上の情報などについても、必要があれば利用すると国会で答弁している。このような答弁をもとに考えれば、個人情報保護法69条が定める情報の目的外使用が常態化するおそれがある。

石油も石油製品も不足していない。高市政権はそう言い張る。エネルギー節約など必要ない—これが政府の説明だ。物価高に直結するドル高・円安は市場介入で何とか押しとどめている。実際は、膨大な政府資金を投じて平常を装っているにすぎない。カモフラージュである。平常を装いながら政権の延命をはかるのは、どの政権も同じだ。

第一線の商人は、現実経済の悪化を肌で感じている。『止められない、止まらない』がキャッチコピーの●●えびせんパッケージは、カラーからモノクロに変わった。その変化は、この国の行く末を暗示しているのかもしれない。

『国のかたち』を「悪法の支配」するデストピア（暗黒郷）へ逆走させてはならない。物流が目詰まりを起し始めると、その危険度は一気に増す。



国家情報機関／インテリジェンス機関は、私たち市民の個人情報にアクセスできる。生活の核心部分までスパイすることも可能になる。それにもかかわらず、既存の機関はもちろんのこと、新たな機関にも、権力濫用を監視する仕組みがない。これでは、極めて乱暴な制度設計と言わざるを得ない。

また、司令塔である国家情報会議や国家情報局は、容易に専制的な政治に流用できる。だからこそ、国会による監視が必要である。また、第三者機関によるチェックも欠かせない。ところが、国家情報会議設置法には、そうした仕組みがない。これは重大な欠陥である。公権力を拘束するという日本国憲法の法治国家観とは著しく隔たっている。

◆「附帯決議」で『名ばかり濫用規制』

国家情報会議設置法では、中道、立憲、公明3党は、インテリジェンス活動の濫用について強い懸念を示した。衆院での法案審議では、中道が、インテリジェンス活動が基本的人権を侵害しないよう要請した。その結果、同法の附帯決議に、個人情報やプライバシーの保護に関して「法令や各組織

における関連規定の遵守」や「無用に侵害されないよう、十分な配慮を行うこと」が盛り込まれた。



また、政治利用を防ぐための文言も加わった。附帯決議に「政治的中立性を損なう情報収集は行わないこと」が盛り込まれた。インテリジェンス部門と政治との距離は厳格に保たれないといけない。そのため附帯決議には、政策部門への制約も書かれた。首相や官房長官が、所掌事務と無関係な情報収集を依頼してはならない、という内容である。

しかし、こうした大事なことを本法に書かず、法的拘束力の乏しい附帯決議に盛り込んでも効果は薄い。これではガス抜きにもならない。

◆人権侵害が一段と拡大のおそれ

これまでも、インテリジェンス機関が市民や民間企業を違法に監視・訴追していたケースが判明している。裁判所が違法と判断したケースも少なくない。おおまかにまとめると、次のとおりである。

1 神奈川県警による日本共産党幹部宅盗聴事件

最高裁の1989（平成元）年3月14日決定がある。この決定は、神奈川県警警備部公安第一課の警察官らによる盗聴事件を扱ったものだ。警察官A・Bらは、日本共産党に関する警備情報を得る目的で、他の警察官と意思を通じ、日本共産党国際部長宅の電話を盗聴した。最高裁は、この行為について、「電気通信事業法に違反する違法な行為」であると事実認定した。

2 公安調査庁による元職員監視事件

東京高裁の2004（平成16）年2月25

日判決がある。この事件では、公安調査庁が元職員を監視していた。同庁は、退職した元職員の自宅を24時間体制で見張り、外出時には尾行まで行った。裁判所は、これらの行為がプライバシーを侵害すると判断した。そして、国に対し損害賠償を命じた。

3 自衛隊情報保全隊市民監視事件

仙台高裁の2016（平成28）年2月2日判決がある。この事件では、自衛隊情報保全隊が市民運動に関する個人情報を収集していた。同隊は、医療費負担増の凍結・見直し、年金改悪反対、消費税増税反対などの市民運動について情報を集めていた。「核兵器廃絶を求める署名活動」など、平和運動に関する情報も対象にしていた。裁判所は、原告のうち1名について、本人が公にしていなかった本名や職業（勤務先）といったプライバシー情報を、違法に収集・保有したと認定した。そのうえで、国に対し慰謝料の支払いを命じた。

4 大分県警別府署による隠しカメラ設置事件

2016（平成28）年6月、大分県警別府署の捜査員が問題行為を行った。参議院選挙の公示前、野党統一候補を支援する団体が使う別府地区労働福祉会館の敷地に無断で入り込んだ。捜査員は、敷地内に隠しカメラを2台設置し、出入りする人々を撮影していた。この事実は後日、発覚した。大分県警本部長は、「必要性・相当性が認められない撮影だった」として謝罪した。なお、このケースについては司法判断は求められていない。

5 大垣警察署による市民監視事件

名古屋高裁の2024（令和6）年9月13日判決がある。岐阜県警大垣署警備課が、市民の個人情報を事業者に提供した事件だ。警備課は、風力発電所建設に関する勉強会を開いた地元住民の情報を集めていた。さらに、勉強会と無関係の市民活動家についても、学歴、病歴、親交関係、過去の住民運動歴などの個人情報を収集していた。これらの情報は、中部電力の子会社である事業者に提供されていた。裁判所は、そもそも収集目的自体が違法であり、社会的相当性もないと判断した。そのうえで、岐阜県に対し、損害賠償と個人情報の抹消を命じた。なお、警察庁警備局長は国会で、こうした活動を「通常業務の一環」と答弁した。

6 大河原化工機事件

大川原化工機事件は、重大な冤罪事件である。公安警察は経済安全保障を名目に過剰捜査を行った。法令解釈も誤っていた。組織的な思い込みも強かった。その結果、中小企業の経営陣3名が逮捕された。3名は長期にわたり勾留された。うち1名は拘置中に死亡した。2021年、検察は公訴を取り消した。2023年から2024年にかけて国家賠償訴訟が進んだ。裁判所は警察と検察の違法性を正式に認定した。

この事件では、公安警察の情報保全・外事部門のブラックボックス性、経済安保を理由とした過剰な刑事介入の危険、検察のチェック機能不全、裁判所の保釈判断の硬直性（人質司法）、専門技術分野の捜査における科学的検証の欠如が問われた。

これらの違法行為について、政府は責任を正面から認めていない。再発防止の措置も講じてこなかった。しかも、監視の対象となった市民はいずれも、政府に批判的な立場から活動していた人たちや、まっとうなビジネスをしていた人たちである。

民主主義は、政府への自由な批判、異論・反論によって支えられる。その市民が国家により監視され、国家に不都合な情報を収集・蓄積されれば、批判的な言論は大きく萎縮する。結果として、政府への正当な批判活動そのものが抑え込まれる。

これは、表現の自由（憲法21条1項）や思想・良心の自由（19条）を実質的に侵害する。さらに、自由な言論を通じて民意を形成するという国民主権の基盤（憲法前文・1条）を突き崩すものである。第三者による監督・監視組織をデザインしていない国家情報会議設置法は、国家情報機関／インテリジェンス機関による人権侵害を一段と拡大するおそれがある。

●むすび

～急がれる独立した監督・監視組織の設置

国家情報機関／インテリジェンス機関の違法行為は、これまで主に対面・リアルの

現場で起きてきた。ところが、いまやインテリジェンス活動はオンライン・デジタル空間にも広がっている。国家のインテリジェンス機関が先端AIを独占すれば、その力は前例のない専制手段となる。

日本でも同じ危険がある。国家情報会議設置法でつくられた国家情報会議や国家情報局が、先端AIを独占する可能性がある。そうなれば、この国は究極のデストピア（暗黒郷）に近づく。巨大IT／AI企業も問題だ。利益を優先し、個人情報を食べ物にする例は後を絶たない。また、国家が先端AIを使って専制政治を強める危険もある。

この2つの脅威から市民の人権を守るには、次世代型の独立した監視・監視機関が不可欠である。西欧型民主主義諸国の仕組みなどを参考に、「国民が情報機関を監視できる」スタンスでの制度確立を急がなければならない。「特別高等警察（特高）」、「秘密警察」、「巨大IT企業」がバッコし、国家や国民を支配する国のかたちにしてはならない。

わが国では、国家による情報収集について、現状、法令等に基づいてやれば、やりたい放題になっている。

2013年に南アフリカのツワネで「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）が採択された。70か国以上の専門家500名超との協議を経て作成された。22の組織と学術センターが関与した国際的な基準である。

ツワネ原則31は、独立した監視組織の設置を求めている。監視対象は安全保障部門の諸機関である。監視内容には、運用、規則、政策、財政、業務管理が含まれる。監視組織が未設置の国は、設置すべきだと明記されている。その監視組織は、制度面でも運用面でも財政面でも、インテリジェンス機関から独立していなければならない。

わが国では、各種国家情報機関／インテリジェンス機関に対する独立した監督・監視組織の設置こそが必要である。人権を大事にするために、ドイツのような重層的な監督・監視システムを参考にしよう。

【参考】ドイツの情報機関と重層的監督・監視の仕組み**■ドイツの主な情報機関**

ドイツには、次の3つの情報機関がある。

①連邦情報局

(BND=Bundesnachrichtendienst)

対外情報担当

②連邦憲法擁護庁

(BfV=Bundesamt für Verfassungsschutz)

国内情報担当

③連邦軍事防諜局

(MAD=Bundesamt für den Militärischen Abschirmdienst) 軍事防諜

これら3つの連邦情報機関はいずれも、警察権を行使することを法律で禁じられている。これは、戦後ドイツが、かつてのように1つの治安機関が無制限の権限を蓄積し、権威主義的支配を可能にしてしまう事態を2度と許さないという決意に根ざした制約である。さらに、国内情報活動については16の州それぞれに州憲法擁護庁が設置されており、加えて複数の監督機関がシステム全体を重層的に監視している。

◆分離原則

ドイツのインテリジェンス体制の基盤には、 Trennungsgebot (Trennungsgebot / 分離原則) がある。第二次世界大戦後、連合国軍の軍政当局は明確な条件を示した。ドイツは情報機関を設置してよいが、警察権を持つことは決して許されない。この要件は1950年の最初の国内治安関連法に書き込まれ、そこでは連邦憲法擁護庁 (BfV) は「警察権や統制権を一切持たない」こと、また既存の警察機関に組み込むこともできないと規定された。この原則は後に、連邦の3つの情報機関すべてに拡張された。

実際には、この原則により、情報機関の職員は逮捕も銃器の携行も捜索令状の執行もできない。もし情報機関が犯罪の証拠を把握した場合、その情報は警察または検察に引き渡し、対応を委ねなければならない。この分離は名称にも反映されており、ドイツでは自らの機関を「秘密警察 (secret services)」ではなく「情報機関 (Nachrichtendienste)」と呼ぶ。後者は、彼らが強制力や実力行使の権限を持たないことを示すためである。

この原則が憲法上の地位を持つのか、それとも憲法以下の法規範にとどまるのかについては、一部の法学者の間で議論がある。しかし連邦憲法裁判所は、警察と情報機関の間の

情報の分離を拘束力ある制約として扱ってきた。

◆連邦情報局 (BND)

連邦情報局 (BND) は、ドイツの対外情報機関であり、連邦首相府の直轄下に置かれている。その法的根拠はBND法 (BNDG) であり、国家安全保障や外交政策に関連する外国情勢について、情報を収集・分析する権限を定めている。同局は、サイバー脅威や大量破壊兵器の拡散、地政学的な不安定化など、幅広い動向を把握するために、通信傍受 (SIGINT) と人的情報 (HUMINT) の双方を用いて活動している。

連邦情報局 (BND) は約6,500名の職員を擁し、3つの主要拠点に分散している。約3,200名は政府中枢に近いベルリン・ミッテの本部で勤務している。第2のキャンパスはベルリン・リヒターフェルデにあり、第3の拠点はミュンヘン近郊のプラッハに置かれ、ここでは主に通信傍受 (SIGINT) 能力が集中している。同局は国内情報活動を行うことを明確に禁じられている。ドイツ国民やドイツ国内にいる者に関わる通信データは、分析に入る前に必ずフィルタリングされ、削除されなければならない。

◆2020年連邦憲法裁判所決定と連邦情報局法の改正

2020年5月、連邦憲法裁判所は、BND (連邦情報局) が外国の通信を対象に大規模監視を行う権限について、基本法 (ドイツ憲法) で保障される基本権に違反するとの判断を示した。裁判所は、ドイツの機関が監視を行う以上、たとえ対象がドイツ国外にいる外国人であっても、基本法による保護が及ぶと判断した。あわせて、独立した監視機関の設置も求めた。

この決定は画期的であり、BNDが「ドイツ人以外の通信だから自由に監視してよい」という扱いをすることは、もはや許されないことを明確にした。

2022年1月1日、連邦議会は改正BND法を施行した。改革の中心となったのは、独立監督評議会 (UKRat=Unabhängiger Kontrollrat) の創設である。同評議会は準司法的機関であり、通信傍受 (SIGINT) 活動は開始前に必ずこの評議会の承認を受けなければならない。

評議会 (UKRat) は、司法裁判所および連邦行政裁判所から選出された6人の判事で構

成され、議会の監視委員会 (PKGr) によって12年の任期で選任される。また、評議会 (UKRat) は進行中の情報収集活動について事後的審査を行う権限を持ち、外国のコンピュータシステムに対する標的型ハッキングについても事前承認を要する。

さらに2024年、連邦憲法裁判所は、改正後のBND法の一部について、なお憲法上の要請を満たしていないとの判断を示した。とりわけサイバー脅威監視に関する規定が不十分であると指摘した。このことは、BNDの活動に対する司法的監視が依然として積極的に機能していることを示す結果となった。

◆連邦憲法擁護庁 (BfV) とは

連邦憲法擁護庁 (BfV) は、ドイツの国内情報機関であり、わが国の公安調査庁に近い機関である。連邦内務・コミュニティ省の管轄下で運営されている。その使命は、「戦う民主主義 (wehrhafte Demokratie)」という理念に基づいている。これは、民主国家はその憲法秩序を破壊しようとする勢力に対して、自らを防衛する権利と義務を有するという考え方である。連邦憲法裁判所は、ドイツの体制を「自らを守る意思と能力を備えた民主主義」と表現している。

連邦憲法擁護法 (Federal Act on the Protection of the Constitution) 3条に基づき、連邦憲法擁護庁 (BfV) は、自由で民主的な基本秩序に対する攻撃、連邦または各州の存立や安全への脅威、ドイツ国内で行われる外国勢力のスパイ活動、そして国際的な平和関係を脅かす活動に関する情報を収集・分析する任務を負っている。同庁は、政治スペクトル全体にわたる過激派、宗教的動機に基づくテロリズム、そして防諜上の脅威を監視対象としている。

BfV (連邦憲法擁護庁) が重視する重要な区別がある。急進的な見解を持つだけでは、監視対象にはならないという点である。政府批判、抗議運動、鋭い政治的意見は、いずれも保護される表現である。同庁が問題視する際の閾値は「極端主義 (Extremismus)」である。すなわち、ターゲットは、国家の基本的な憲法秩序を弱体化させ、あるいは廃止しようとする行為である。

BfV 自身の説明によれば、同庁は「早期警戒システム」として機能し、事態が警察の管轄となる前の段階で介入する役割を担っている。

◆連邦憲法擁護庁 (BfV) の「脅威 (過激派)」の分類基準

BfV (連邦憲法擁護庁) は、潜在的な極端主義 (過激派) の脅威を特定する際に、段階的な分類制度を用いている。最も低い段階は「予備的観察」であり、この段階では、特定の団体や運動について公開情報 (オープンソース) を収集するにとどまる。事実に基づく十分な兆候が確認されると、その団体は「疑わしい事例 (Verdachtsfall)」に格上げされ、より集中的な情報収集手段の使用が可能になる。最も高い分類は「確証された極端主義 (erwiesen extremistisch)」であり、これは当該団体が憲法秩序に対して実際に敵対的に行動していると BfV が判断した場合に付される。

この段階的エスカレーションは、政治政党 AfD (ドイツのための選択肢) の扱いによって実際に示された。BfV は2021年にAfDを「疑わしい事例」と認定し、2025年には「確証された極端主義」へと格上げした。BfV はその理由として、人間の尊厳を顧みない反憲法的な扇動を挙げている。

BfV (連邦憲法擁護庁) による分類は、禁止措置そのものではない。政治政党や団体を正式に禁止できるのは、連邦憲法裁判所のみである。BfV の指定はあくまで情報機関としての評価であり、それによって監視や報告義務が発動するものの、裁判所が禁止を命じない限り、当該団体は合法のままである。

◆経済や技術の保護

BfV (連邦憲法擁護庁) は、極端主義 (過激派) の監視に加えて、ドイツの企業、研究機関、大学を産業スパイや破壊工作から守るための予防プログラムも運営している。同庁の経済保護部門は、外国情報機関による脅威に直面する企業にとっての一元的な相談窓口として機能している。

この部門は、①機密のリスク分析、②個別に調整されたセキュリティ・ブリーフィング、③産業スパイ対策のための啓発トレーニングなどを提供し、企業が営業秘密、研究データ、重要技術を狙ったスパイ活動を早期に識別し、防御できるよう支援している。

こうした取り組みは、外国情報機関が民間セクターを標的とする傾向が一段と強まっている現状を踏まえたものである。多くの企業は、脅威が顕在化するまでその存在を察知するだけの専門知識を十分に備えていない実情に対応した措置である。

◆連邦軍事防諜局（MAD）とは

連邦軍事防諜局（MAD=Bundesamt für den Militärischen Abschirmdienst）は、ドイツ連邦軍（Bundeswehr）内部のみを所掌範囲とする防衛的情報機関であり、連邦国防省の管轄下に置かれている。その中核的任務は、軍の人員や施設を標的とするスパイ活動、破壊工作、極端主義（過激派）、テロリズムに対抗することである。本部はケルンに所在し、MAD は基本的に連邦憲法擁護庁（BfV）と同様の「憲法保護」機能を担うが、その対象を軍に限定したものと位置づけられる。

◆州憲法擁護庁とは

ドイツの連邦制は、国内情報機関の構造にも及んでいる。16 の各州はそれぞれ州憲法擁護庁（LfV=Landesamt für Verfassungsschutz）を運営し、自州の領域内における脅威の監視を担当している。連邦憲法擁護法は、連邦政府と州政府の双方が独自の機関を設置することを義務づけており、再統一後には旧東ドイツ地域にも新たな州庁が設置され、合計 16 庁体制となった。各州庁はそれぞれの州法に基づいて運営されるが、連邦法が定める最低基準を下回することは許されない。

この分権化は意図的なものである。情報活動を地域に根ざした形で行うことで、たとえばバイエルン州で生じた極端主義運動は、地域の政治状況を理解する担当者によって追跡されるのであり、数百キロ離れた中央官庁によって扱われるわけではない。また、国内情報活動を一元的に独占する巨大機関の誕生を防ぎ、権力の集中や濫用のリスクを抑えるという効果もある。

◆合同テロ対策センター（GTAZ）

分権型システムにおける明白なリスクは、重要な情報が機関間の隙間に落ちてしまうことである。ドイツはこれに対応するため、合同テロ対策センター（GTAZ=Gemeinsames Terrorismusabwehrzentrum）を設置している。これは独立した機関ではなく、協力のためのプラットフォームである。

GTAZ には、① 16 州すべての州憲法擁護庁、② 16 州すべての州刑事警察局、③ 連邦レベルの主要機関（BfV、BND、MAD、連邦刑事警察庁、連邦警察、連邦検察庁）が参加している。

分離原則（Trennungsgebot）を尊重するため、GTAZ は次の 2 つの並行するプラットフォームとして運営されている。①情報機

関ユニット（NIAS）：BfV 内に設置、②警察ユニット（PIAS）：連邦刑事警察庁内に設置

各参加機関は自らの法的権限を保持したまま活動し、それぞれの法令に基づいて行動する。作業部会は、日次ブリーフィング、作戦情報の交換、リスク管理、個別事案の分析などを担当する。

この仕組みは、BfV、BND、連邦刑事警察庁が共同で運営管理するが、いずれか 1 つの機関がセンターを支配することはない。

■重層的監督・監視の仕組み

ドイツは、情報機関の上に複数の監督メカニズムを重層的に配置しており、無制限の監視に対する深い制度的警戒心を反映している。主要な監督機関は、①議会監視委員会（PKGr=Parlamentarisches Kontrollgremium、PKGr）、② G10 委員会（G 10-Kommission）、③ 独立監督評議会（UKRat=Unabhängiger Kontrollrat）の 3 つである。

◆議会監視メカニズム

議会監視委員会（PKGr）は、連邦議会（Bundestag）に設置される委員会で、3 つの連邦情報機関すべてを監督する責任を負っている。PKGr は、政府に対して、情報機関の一般的な活動に関する詳細情報だけでなく、特に重要な個別作戦についても報告を求めることができる。

委員は機密取扱資格（セキュリティクリアランス）を有し、機密文書へのアクセスが認められている。さらに、PKGr は独立監督評議会（UKRat）に任命される判事を選出する権限を有している。これにより BND の通信傍受（SIGINT）活動に対して、議会による民主的統制が直接的に及ぶ仕組みになっている。

◆G10 委員会

連邦のインテリジェンス機関が郵便物を開封したり、電話通信を監視したりする場合には、G10 委員会（G 10 Kommission）の事前承認が必ず必要となる。委員会の名称は、通信の秘密を保障する基本法第 10 条（Article 10）に由来する。監視が認められるのは、平和に対する犯罪、国家反逆罪、民主的秩序への脅威、スパイ活動、防衛に関する重大犯罪など、重大犯罪への関与が事実に基づいて疑われる場合に限られる。

BND（連邦情報局）は、G10 法第 5 条に基づき、国際通信に対するより広範な「戦略的監視」を行うこともできるが、これも無制

限ではない。対象は、大量破壊兵器拡散、国際的な資金洗浄、国際テロなど、法律で定められた特定の脅威カテゴリーに限定される。

また、州レベルの情報機関についても同様の要件が課されており、各州議会が設置する委員会の承認を得なければ監視措置を実施することはできない。

◆裁判官から成る独立監督評議会

2022年のBND法改正によって創設された独立監督評議会(UKRat)は、BND(連邦情報局)の通信傍受(SIGINT)活動について、事前承認と継続的な事後審査の双方を担う機関である。評議会の6人の構成員は、連邦司法裁判所または連邦行政裁判所の判事から選ばれ、議会監視委員会(PKGr)によって12年任期で選出される。

評議会(UKRat)は次の2つのモードで機能する。

①準司法的部門：情報収集が開始される前に、監視命令を審査・承認する。

②行政的部門：すでに進行中の作戦について、適法性・必要性・比例性を継続的にレビューする。

評議会(UKRat)は定期的に議会監視委員会(PKGr)に報告を行う。また、議会監視委員会(PKGr)、G10委員会、連邦データ保護・情報自由コミッショナー(BfDI=Bundesbeauftragter für den Datenschutz und die Informationsfreiheit)、独立監督評議会(UKRat)といった主要な監督機関は、相互に情報共有する権限を持ち、監督の抜け穴を塞ぐ仕組みが制度的に確保されている。

◆治安分野情報技術中央局(ZITiS)

ドイツの情報・治安機関は、共通の技術基盤として治安分野情報技術中央局(ZITiS/ツィーティス)を利用している。ZITiSは、連邦内務省が国家サイバーセキュリティ戦略の一環として設立したものであり、自らは情報機関ではなく、監視権限や介入権限を一切持たない。その役割は、あくまで研究開発拠点として、各機関がそれぞれの法的権限の範囲内で使用するための技術ツールを開発することにある。

ZITiSの業務は主に次の4分野に分かれる。

①デジタル・フォレンジック：法的手続のためにデジタル証拠を保全するハードウェア・ソフトウェアの開発

②通信傍受技術：合法的な通信監視を可能に

するためのツール開発

③暗号解析：各機関が法的権限の範囲内で暗号化通信を扱うための支援

④ビッグデータ分析：高性能計算を用いた大規模データ解析

加えて、ZITiSは、共有知識データベースの維持管理や、各機関が現場で使用する製品の品質保証も担っている。この仕組みにより、技術的専門性は中央に集約しつつ、法的権限と作戦判断は各機関に残すという、権限分散と効率性の両立が図られている。

◆多重チェックシステムの意義

ドイツのインテリジェンス機関(情報機関)の監視／監督は、行政・議会・司法・独立機関・データ保護・連邦制の6つのレイヤーが相互に監視し合う「多重チェックシステム／」で構成されている。こうした監視の監視(Überwachung der Überwacher)システムを構築した背景には、次のような理由と必要性があった。

①ナチス時代のゲシュタポの暴走、②東独シュタージの全体監視、③戦後ドイツが「情報機関の権限集中＝民主主義の危機」と認識したこと。そのため④「分離」、「相互監視」、「司法審査」、「議会統制」を基軸に包括的な仕組みを必要とした。

◆透明性確保のための公開ヒアリング、報告制度

ドイツの情報機関／インテリジェンス機関の透明性確保は、次の4本柱で構成される。

①議会による公開ヒアリング：情報機関関連法案の審議時に専門家・市民団体・学者を招いた公開ヒアリングを実施する。

②政府の定期報告義務：政府は、情報機関の活動について議会監督委員会(PKGr)に対して報告する法的義務を負う。

③独立監督委員会の年次報告：独立監督評議会(UKRat)は、政府から受けた報告を基に年次報告書を作成し公開する。また、会議は基本的に秘密会だが、年次報告書の公表時に記者会見や公開説明を行うことが制度化されている。

④データ保護当局の公開報告：連邦データ保護・情報自由コミッショナー(BfDI)は、情報機関のデータ処理を監督する独立機関であり、議会での公開ヒアリングに頻繁に参加し、意見を公表する。

*参考資料

GLegalClarity Team, Germany's Intelligence Agencies (Published May 27, 2026)

消費税食料品 1%と税額控除見送り？ 結局は役人の既定路線では！！

菊池 純（PIJ常任運営委員・税理士）

先の衆院選では、多くの政党が「消費税食料品ゼロ」と「給付（還付）つき税額控除」という公約を掲げた。いずれも、ポピュリズム色の強い税制改革案である。



大政翼賛会ともやゆされる超党派の「社会保障国民会議（国民会議）」は、これらの案をまな板に載せて検討を進めている。しかし、その背後で実質的に流れを操っているのは、財務省などの役人である。財務省は、これまで一貫して、消費税のゼロ税率や給付（還付）つき税額控除の導入に反対してきた。

国民会議は、この夏に中間報告をまとめ、公表する。最近、マスコミが「消費税食料品 0%から 1%へ」「税額控除は当面見送り」といった方向性を報じ始めている。流れをつくるために、役人が裏で「推し活」をしたのかも知れない。

消費税 0% ➡ 1%

給付（還付）つき税額控除 ➡ 単純な給付

◆「消費税食料品ゼロ」の意味

「消費税食料品ゼロ」には、非課税とゼロ税率の二つがある。非課税にすると、現

在の医療機関や大学のように、仕入税額控除ができなくなる。ゼロ税率（免税／0%課税）にすれば、仕入税額控除が可能になる。

現在、社会保険診療を行う医療機関は、消費税が非課税扱いだ。そのため、1億円の医療機器を買っても、10億円で病院を建て直しても、支払時に負担した消費税（1千万円、1億円）はほとんど仕入控除ができない。診療報酬の引き上げだけでは補えず、廃業に追い込まれるケースも出ている。

このため、食料品を非課税にする政策はとりえないという見方が多い。ではゼロ税率にするとどうか。仕入税額控除が可能になり、とてつもない多額の還付が発生するため、税収は大きく減る。消費税減税なのだから当然だが、財務省もその点は理解しているはずだ。

一方で、「0%より 1%の方が、レジ改修費が少なくて済む」といった話が流れている。しかし、その真偽は怪しい。財務省が本当に恐れているのは、ゼロ税率を食料品に導入すると、その波が医療機関や大学など現在非課税の分野に広がることだろう。

財務省の本音は、ゼロ税率は輸出だけに限定し、国内取引には絶対に広げたくない、という点にある。消費税食料品 1%にして、

国内ゼロ税率の永久の封印を狙っているのではないか？



◆給付（還付）つき税額控除は AI 主導型経済に合わない

給付（還付）つき税額控除は、税と社会保障を一体化する構想だ。しかし、財務省にとっては、厚労省の事務と一体化すること自体が「悪夢」だと考えても不思議ではない。確かに、働いても生活が苦しい人（ワーキングプア）への給付としては意味があった。

だが、生成 AI やフィジカル AI / ロボットの普及で、「働きたくても仕事がない時代」がもうすぐ来る。そうすると、働く人だけを対象にした給付（還付）つき税額控除は、すぐに時代遅れになる。AI 主導型経済の中で生きる近未来への思考を欠いている。



(Public use)

AI 主導型経済で、
「働きたくても仕事がない時代」が来る！！

国民民主党のように「給付（還付）つき税額控除」を万能薬のように PR する姿勢には当初から大きな疑問符がついていた。この党は最近になって、結局は「限定的な直接給付しかない」と悟ったように見える。この変節ぶりも問われてよい。

この制度は、本来、全員が確定申告をする国で成り立つ仕組みだ。しかし日本では、ほとんどの給与所得者は年末調整で完結し、確定申告は不要である。では、年末調整を廃止して全員に確定申告を義務づけるのか。それでは、「税制は「簡素」であるべき」とする租税原則に反する。しかも、受給希望者は、わずかな給付（還付）を得るために、所得を正確に示すため煩雑な確定申告を強いられる。結果として、制度は働いても生活が苦しい人たちにとり重い負担となる。申告が不正確であれば、税務調査や更正処分の対象にもなりかねない。働いても生活が苦しい人たちへの申告支援制

度を整えないと過誤申告の温床になる。日本の税理士制度は無償独占である。このため、大量の臨時税理士（臨税）を動員せざるを得なくなるだろう。多くの国では税務専門職は有償独占か名称独占だ。大量の市民ボランティアが低所得者への申告支援を担っている。

こうして見ると、そもそも日本には給付（還付）つき税額控除はなじまない。確定申告不要の直接給付／最低所得保障（UBI／ベーシックインカム）の方が適している。ただし、UBI でも、給付事務を自治体に丸投げすれば膨大な事務量になる。それでも、働いても生活が苦しい人たちに還付申告を義務づけるよりは、はるかにましだ。

政党や政治家は、給付（還付）つき税額控除では、「給付」を受けるには確定申告が不可欠だという基本をまず理解すべきだ。しかも、この制度は複雑で、働いても生活が苦しい人たちが誰でも容易に手続きできると考えるのは甘い。費用対効果（コスパ）を無視した「言うだけ番長」の主張は、もうやめるべきだ。「木を見て森を見ない」、稚拙な議論は、当の働いても生活が苦しい人たちにとって有害でしかない。

こう書くと「財務省の手先か？」と疑われるかもしれない。しかし、そうではない。「税制と社会保障」は分けておいた方が、セーフティネットとして安心・安全だ。また、税制は「簡素」であることも重要だ。コンプライアンスコストや徴収・還付コストを考えると、給付（還付）つき税額控除はコスパが悪すぎる。

◆ポピュリズム税革論に騙されない！

結局、「税額控除当面見送り」「消費税食料品 0%から 1%へ」という流れは、財務省の筋書きどおりと言える。そして、ポピュリズム税革論に乗せられ、票の「食い逃げ」を赦してきた私たち有権者自身も反省が必要だ。「給付（還付）つき税額控除が世を救う！」、「手取りを増やす！」のような、政党・政治家の「口当たりのよいキャッチコピーに私は騙されない」覚悟が要る。

PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 事務局

PIJ 定時総会が、さる 2026 年 5 月 30 日 (土曜)、池袋、東京芸術劇場会議室において、第 1 部 定時総会、第 2 部 報告、第 3 部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

第 31 回定時総会 (案) 2026 年 5 月 30 日 (土曜) 於 東京芸術劇場 会議室 第 1 部 定時総会 1. 開会宣言 司会者 1. 代表あいさつ 1. 議長選任 1. 議 事 第 1 号議案 2025 年度活動報告承認の件 第 2 号議案 2025 年度収支報告書並びに財産目録承認の件 第 3 号議案 2026 年度活動計画承認の件	第 4 号議案 2026 年度収支予算案承認の件 第 2 部 報告 【役員に関する報告】 2026 年 5 月 30 日評議委員会で選任された役員は次のとおり。任期は、2 事業年間 《代表》 石村耕治 (白鷗大学名誉教授) 《副代表》 辻村祥造 (税理士) 《常任運営委員》 我妻憲利 (事務局長/税理士)	勝又和彦 (税理士) 菊池 純 (税理士) 白石 孝 (市民団体役員) 平野信吾 (税理士) 益子良一 (税理士) 中村克己 (編集局長/税理士) 《相談役》 河村たかし (衆議院議員/前名古屋市長) 第 3 部 講演 「食料品消費税ゼロ」のカラクリ ～「ゼロ税率(0%で課税/免税)」か「非課税」か? 講師 石村耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)
--	--	---

【2026 年度活動計画】 次に掲げる諸活動を行う。 1. マイナパンデミックへの対応：共通番号利用制限・廃止に向けた取り組み 2. 個人番号 (マイナ) カード/スマホ給付拡大と情報技術格差を抱える市民の保護 3. マイナ健康保険証 (M システム) の危ない使われ方の検証と取り組み 4. AI 活用顔認証と監視カメラの規制・個人情報改正に向けた取り組み 5. 行政/司法のデジタル化/ AI 利用拡大と市民・納税者の権利保護への取り組み 6. 国税庁が拡大する「オンライン税務調査」と AI 透明化/法規制への取り組み	【会報発行に関する報告】 会報「CNN ニュース」(季刊)を次のとおり 4 回発行した。 ・第 121 号 2025 年 4 月 24 日 発行 ・第 122 号 2025 年 7 月 18 日 発行 ・第 123 号 2025 年 10 月 13 日 発行 ・第 124 号 2026 年 1 月 1 日 発行
--	---

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net 編集・発行人 中村克己 <i>Published by</i> Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590 http://www.pij-web.net 2026.7.19 発行 CNN ニュース No.126	入会のご案内 季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員 (年間費 1 万円) の方にだけお送りしています。入会は PIJ の口座にお振込み下さい。 郵便振込口座番号 00140-4-169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)
	NetWork のつづき ・わが国は世界に向けては「民主主義」や「法の支配」を強調する。だが、国内の税務行政のデジタル化・AI 化を見れば、実態はブラックボックスそのものだ。このダブルスタンダードを放置すれば、国際的な信頼は大きく揺らぐ。 (N)